

論 説

韓国における最近の離婚動向調査研究（下）

片 智 媛

はじめに	5	地域別出生性比（1970～1994）
第1章 離婚制度の変遷	6	婚姻原因別離婚構成比（1970～1994）
第1節 離婚制度の変遷	7	年齢別離婚構成比及び平均離婚年齢（1970～1994）
第2節 現代の離婚主義の傾向	8	同居期間別離婚構成比（1985～1994）
第3節 東洋の離婚制度	9	世界主要国の出生性比比較（1994年）
第4節 韓国の離婚制度		（以上第30巻第2号に掲載）
1 協議離婚		
2 裁判離婚		
第2章 離婚の実態		
第1節 韓国の離婚の実態		
1 人口動態統計		
2 人口動態件数及び動態率（1970～1994）		
3 季節的婚姻構造化（1970～1994）		
4 婚姻形態別婚姻年齢（1985～1994）		
		第3章 離婚に関するアンケート調査
		第1節 韓国の女性労働力と離婚実態調査
		1 アンケートの単純分布
		結 論

第3章 離婚に関するアンケート調査

第1節 韓国の女性労働力と離婚実態調査

1. アンケートの単純分布

アンケート調査は妻の経済力が離婚を増加させるかという問題に集中し

て作成され、妻の経済的自立がどういふふうにならなうに離婚を増加させているかを以下のようにした。女性の學歷、専業主婦の仕事に対する望み、兼業主婦の仕事に対するほこり、就業状態、収入が家庭経済に対する助力如何、就業動機、妻が経済的自立が出来れば夫の方は離婚しやすいか、妻の就業に対する夫の態度、妻の経済力が夫の離婚決意を阻止させているのか、財産は夫の名義か妻の名義か、または離婚する場合財産分与制度があることを知っているのか等調査して分析した。

性別は男性197名、女性424名(図7-1)が応答した。年齢別は30代が24.3%、20代が20.5%(図7-2)、學歷別は高校卒が53.4%、大学卒が22.6%(図7-3)、結婚状態は既婚者が81.6%、未婚者18.4%(図7-4)、就業状態は職業を持っている主婦が53.3%、持っていない主婦が46.7%である(図7-5)。

収入においては年間2000万ウォン以上が24.6%で最も多く、1000万ウォン~1500万ウォンが20.6%である(図7-6)。応答者のうち結婚同居期間は20年~30年になつている夫婦が22.7%で最も多かつた(図7-7)。子供の数は2名を持っている主婦が31.9%、3名以上は26.9%である(図7-8)。職業別の分布は家庭主婦が38.0%、会社員が32.5%、自営業が9.2%、専門職が3.9%であつた(図7-9)。

就業動機に関する分布においては家庭経済助力または夫が望むためが32.3%、経済的自立のためが32.5%、専業主婦がいやだからまたは舅がいやだからが24.0%である(図7-10)。

就業女性に対する夫の態度の分析は協力的だと答えたのは59.9%、非協力的だと答えたのは14.9%、無関心が13.0%、経済的に助かるから嫌でも協力するが12.3%である(図7-11)。

就業女性の場合自己の収入が家庭経済を助けているかの質問に対して、主収入源だと答えたのが7.5%、助けている66.2%、若干助けている20.7%、助けていない5.7%で家庭経済を助けているのがほとんどである(図7-12)。

もし、配偶者の不貞行為を知った場合どうなさいますかの質問に対して、離婚すると答えたのが38.8%，許してやる36.9%，知らないふりをする24.3%で離婚すると答えた率が高い方である（図7-13）。

不貞行為を知っても離婚しない理由は子供のためが53.1%，次が社会的面子で12.5%である。離婚するのが困難だからも8.7%ある（図7-14）。

妻が経済的に自立するとすれば離婚の決意が容易ですかの質問に対して、考えたことない38.3%，容易でない27.4%，容易である17.9%である。経済的に自立しても離婚は容易でないと答えているが、それは子供と社会的面子のためである（図7-15）。

夫だけに妻が就業することを望みますかの質問に対して、望まない42.8%，望む30.2%，考えたことない27.1%である。したがって、望まないと答えたのと考えたことないとは同一な答えだとすれば、両方合わせると57.3%だから結局望んでない方が多いように表われた（図7-16）。

夫の場合妻の就業を望まない理由に関して、子供のため60.3%，妻の社会活動がいやだから26.9%と表われた（図7-17）。結局妻は家庭で家事をしながら、子供を養育するのが主な仕事だと思う。

妻が就業して家庭経済を助力するから妻が嫌でも離婚しませんか？の質問に対して、離婚しない25.3%，考えたことない53.6%，離婚します21.2%である（図7-18）。

配偶者が不貞行為をした場合どうなさいますかの質問に対して、離婚しますと答えたのが45.7%，待ちます34.0%，経済的に自立したら離婚します20.4%（図7-19）。離婚しますと答えたのが45.7%だから、半分近く離婚を望んでいるようである。

配偶者が離婚しない理由に対しては、子供のためが50.1%，社会的面子が26.9%，金銭的理由も16.1%表われているのを見ると、愛情がなくても経済的な理由で離婚しないように思われる（図7-20）。

もし、配偶者の実家の家族から不当な待遇をうけた場合どうなさいますかの質問に対して、家庭の和合のため努力する59.1%，離婚すると答えた

のが27.0%で夫婦以外の家族のため離婚することもありうるようである(図7-21)。

配偶者の実家の家族から不当な待遇をうけても離婚しない理由は子供のため50.0%，社会的面子のため29.3%で離婚しない主な理由は子供のため，社会的面子のためが主な理由であることがわかる(図7-22)。

妻に，夫が妻の親族に不当な待遇をすればどうなさいますかの質問に対して，理由を調べて対処すると答えたのが73.6%で，妻はやはり夫の家族に合わせようとする努力がみえる(図7-23)。この質問に対して離婚しない理由は子供のため50.6%，社会的面子のためが28.7%である(図7-24)。

財産を配偶者と別々に所有したいかの質問に対して，共同に所有したい30.1%，別々に所有したい27.7%，考えたことない25.4%，別々に所有したくない16.8%である。共同に所有したいと答えたのが30.1%をもなるのを見ると共同に所有したいのが気楽だと思える(図7-25)。

別々に財産を所有したい理由は，経済力があると相当な待遇をうけるから58.1%，自己満足のため26.0%，経済力があれば離婚が容易だからも15.9%ある。

これをみると経済力があれば離婚もしやすいように思われる(図7-26)。

財産を別々に所有したい場合その種類は保険・預金52.5%，不動産36.5%，動産，株式11.0%で現金を最も好んでいるようにみえる(図7-27)。

現在居住住宅の所有名義は夫の名義が80.5%，妻の名義が12.5%で夫の名義の方が多いのである(図7-28)。

住宅以外の不動産の所有名義は夫の名義が77.0%，妻の名義が14.2%(図7-29)である。

一家の財産は夫婦共同の財産であると思いませんかの設問に対して，共同の財産だと思う93.2%，名義者の財産だと思う6.8%(図7-31)である。

不動産を夫の名義にする理由は慣習のため38.4%，税金のため20.4%，

夫が嫌がるから10.8%で、長い間の慣習で夫の名義にしているように表われた（図7-32）。

離婚時に財産分与請求権があることを知っていますかの設問に対して、知っている82.5%、知らない17.5%である。妻の場合財産分与制度があることをほとんどが知っている（図7-33）。

自己名義の財産は離婚時自己のものになると思いますかの質問に対し、自己のものである58.2%、わからない28.4%、自己のものにならない13.4%と表われている（図7-34）。

以上のアンケートをみると経済力があって自立が出来る時、自分の立場が安定されて自己満足もでき、離婚の決意にも思いきってやれるような統計である。離婚を防止する主な理由は、いままで築き上げた家族ことに子供のため、次は社会的面子のためだと表われている。

韓国において比較的保守的な都市といわれる大邱市と保守的な道（県に当たる）と思われる慶尚北道を不作為で選んで1200枚のアンケート調査をした。その中621枚が回収され（女性424名男性197名）、それを分析した。性別と年齢別は次のとおりである（図7-1、図7-2）。

図 7 - 1

	名数	%
男	197	31.7
女	424	68.3
計	621	100.0

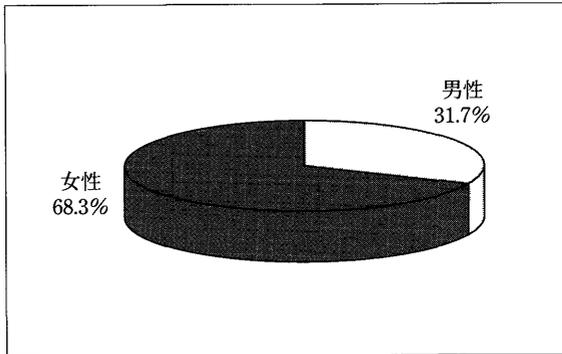


図 7 - 2 年齢別分布

	名数	%
20代	127	20.5
30代	148	24.3
40代	135	21.7
50代	100	17.4
50代以上	108	17.4
計	621	100.0

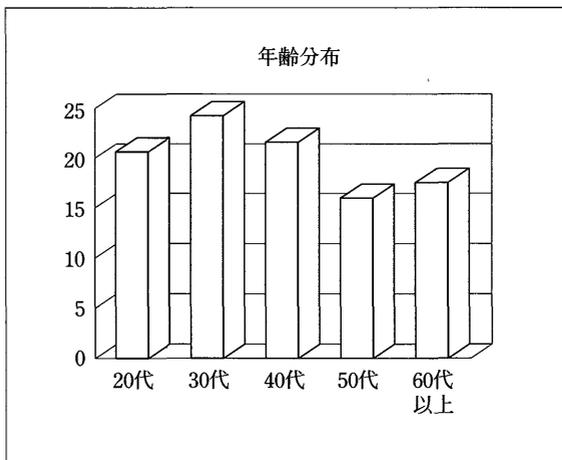


図 7-3 学歴別分布

	名数	%
中卒以下	148	24.0
高卒	329	53.4
大卒以上	139	22.6
計	621	100.0

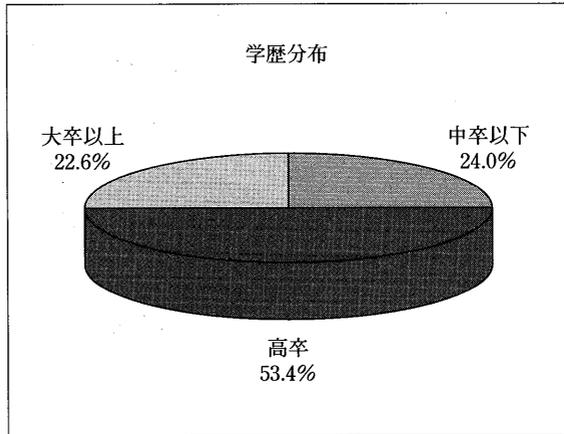


図 7-4 既婚・未婚別分布

	名数	%
既婚	507	81.6
未婚	114	18.4
計	621	100.0

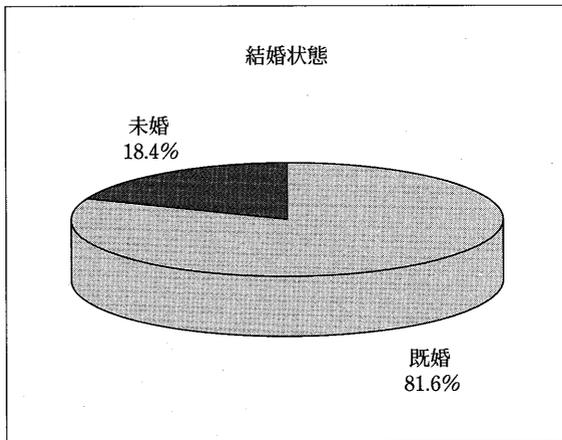


図 7-5 就業如何別 分布

	名数	%
就業	331	53.3
非就業	290	46.7
計	621	100.0

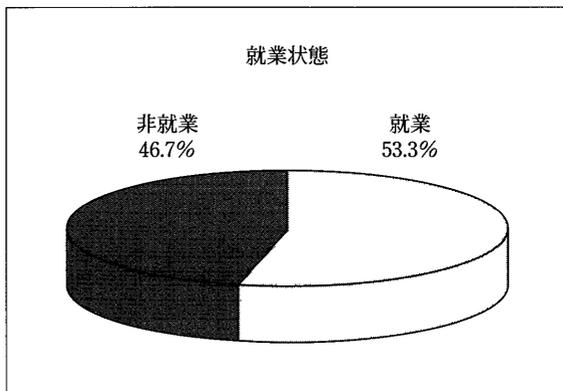


図 7-6 収入別 分布

	名数	%
なし	145	23.3
300-600万ウォン	38	6.1
600-1000万ウォン	55	8.9
1000-1500万ウォン	128	20.6
1500-2000万ウォン	102	16.4
2000万ウォン以上	153	24.6
計	621	100.0

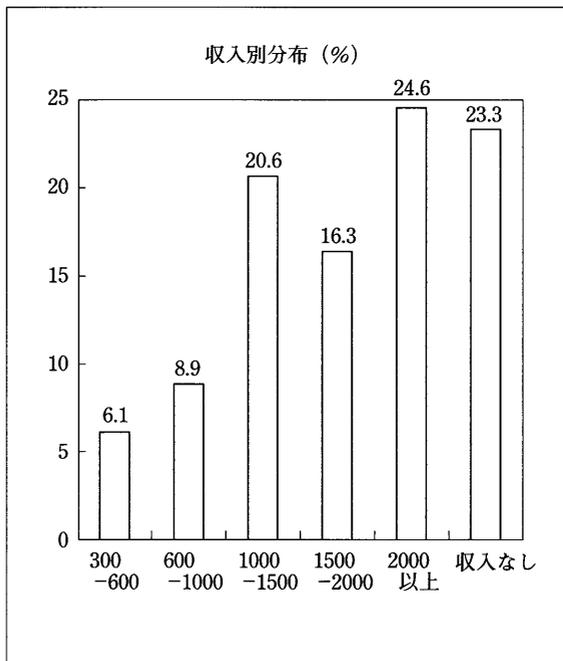
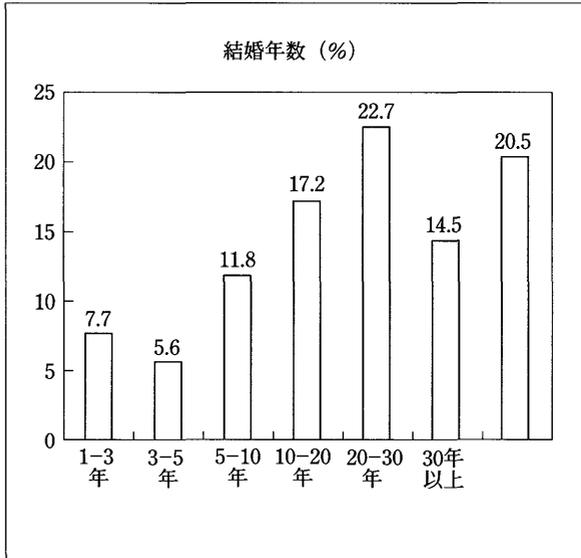


図 7-7 結婚年数別 分布

	名数	%
未 婚	127	20.5
1-3年	48	7.7
3-5年	35	5.6
5-10年	73	11.8
10-20年	107	17.2
20-30年	141	22.7
30年以上	90	14.5
計	621	100.0



結婚同居期間 20年～30年が応答者の中で一番多い。

図 7-8 子供数別 分布

	名数	%
なし	165	26.6
1名	91	14.7
2名	198	31.9
3名以上	167	26.9
計	621	100.0

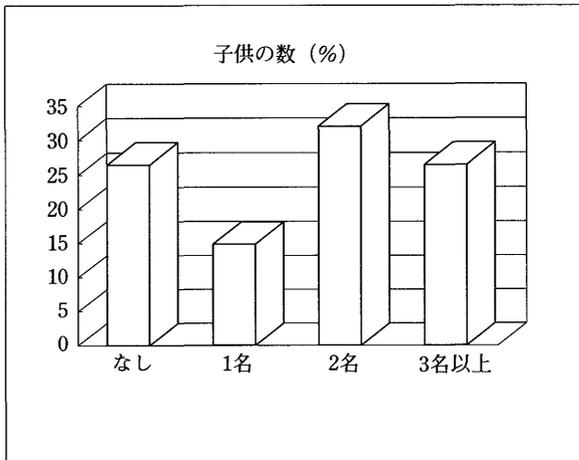


図 7-9 職業別 分布

	名数	%
家庭主婦	236	38.0
公務員, 教師	41	6.6
会社員	202	32.5
自営業	57	9.2
農, 水産業	4	0.6
専門職	24	3.9
その他	57	9.2
計	621	100.0

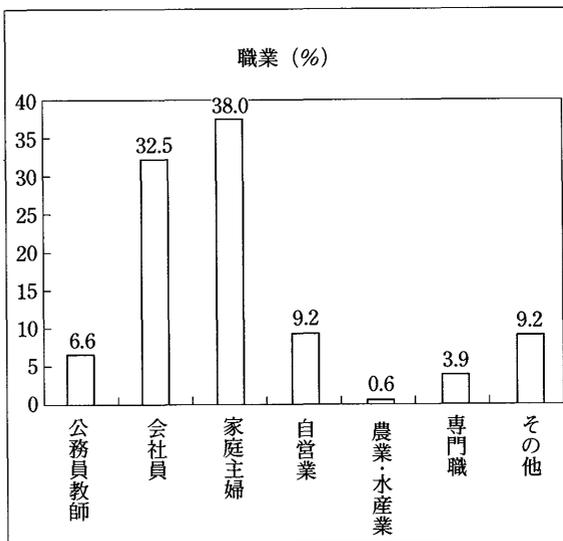


図 7-10 就業動機 分布

	名数	%
家庭援助 (夫が望むから)	132	32.3
専業主婦が嫌いだから, 舅が嫌いだから	98	24.0
経済的自立のため	133	32.5
その他	46	11.2
計	621	100.0

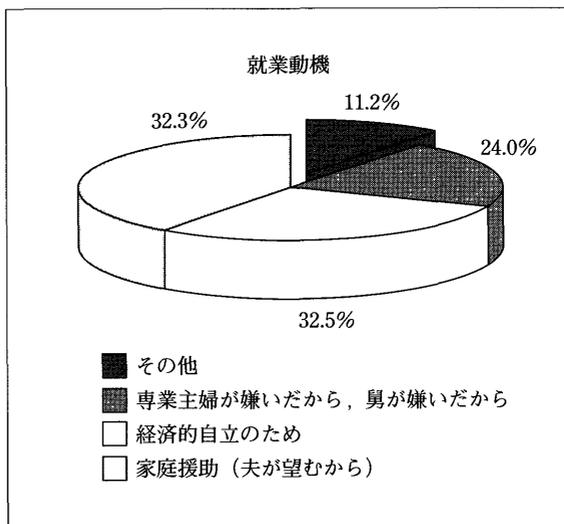


図 7-11 （就業女性の場合）夫の態度別分布

	名数	%
協力的	161	59.9
無関心	35	13.0
非協力的	40	14.9
経済的協力の ため反応なし	33	12.3
計	621	100.0

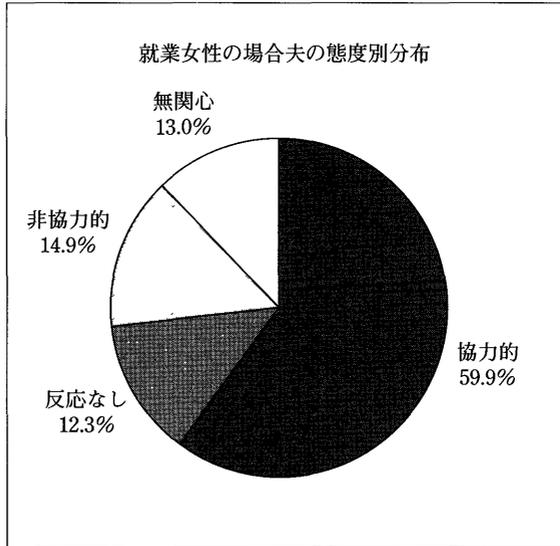


図 7-12 （就業女性の場合）収入が家庭経済を助けているのか

	名数	%
主収入源	25	7.5
助力する	221	66.2
若干助力	69	20.7
無応答	19	5.7
計	621	100.0

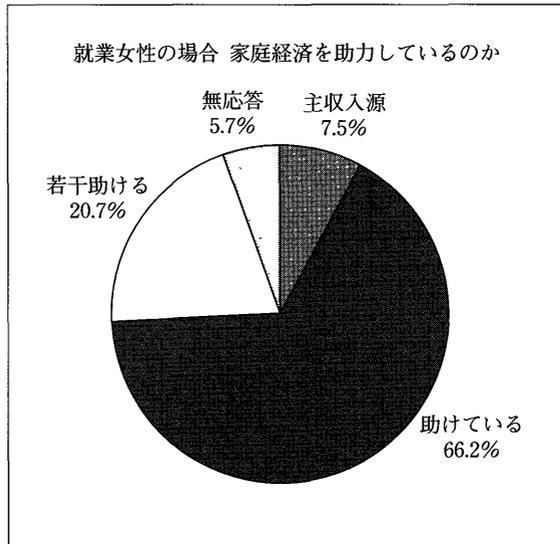


図 7-13 もし配偶者の不貞行為を知った場合どうなさいますか

	名数	%
離婚する	217	38.8
容認する	206	36.9
そのまま続く	136	24.3
計	621	100.0

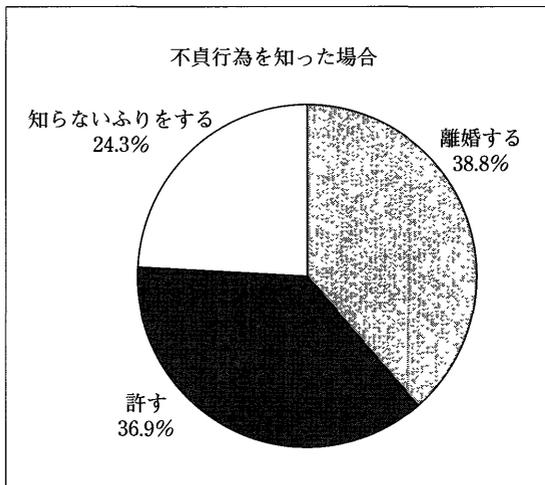


図 7-14 上記設問に対して離婚しない理由

	名数	%
子供のため	221	53.1
社会的面子	107	25.7
経済的理由	52	12.5
離婚が困難だから	36	8.7
計	621	100.0

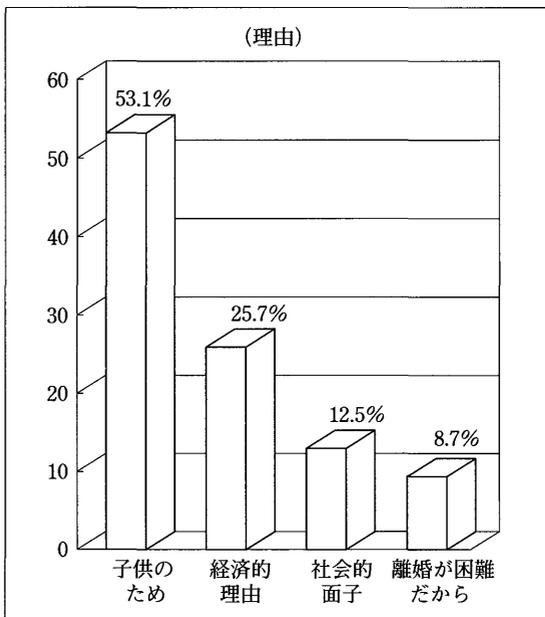


図 7-15 （夫だけ）妻が経済的に自立するとすれば離婚の決意が容易ですか

	名数	%
容易である	59	17.9
容易でない	90	27.4
考えたことない	126	38.3
知らない	54	16.4
計	621	100.0

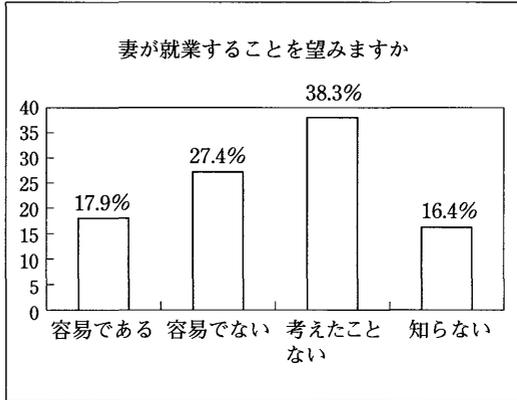


図 7-16 （夫だけ）妻が就業することを望みますか

	名数	%
望む	98	30.2
望まない	139	42.8
考えたことない	88	27.1
計	621	100.0

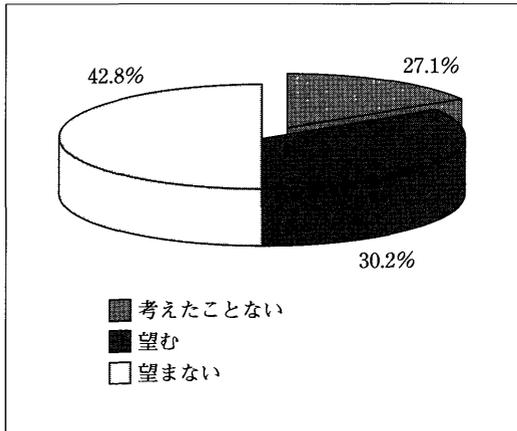


図 7-17 (夫だけ) 就業を望まない理由

	名数	%
社会的面子のため	31	12.8
妻の社会活動が嫌やだから	65	26.9
子供の教育のため	146	60.3
計	621	100.0

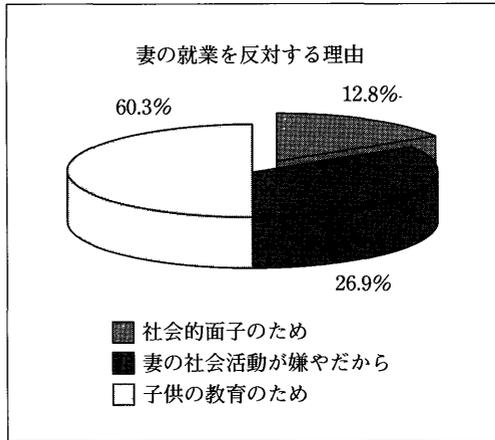


図 7-18 (夫だけ) 妻が就業して経済的に助かるから嫌でも離婚しませんか

	名数	%
離婚します	62	21.2
離婚しない	74	25.3
考えたこと ない	157	53.6
計	621	100.0

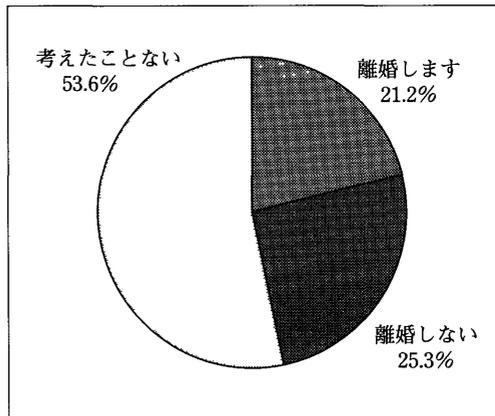


図 7-19 配偶者が不貞行為をした場合どうなさいますか

	名数	%
離婚します	242	45.7
待ちます	180	34.0
妻が経済的 自立出来たら 離婚します	108	20.4
計	621	100.0

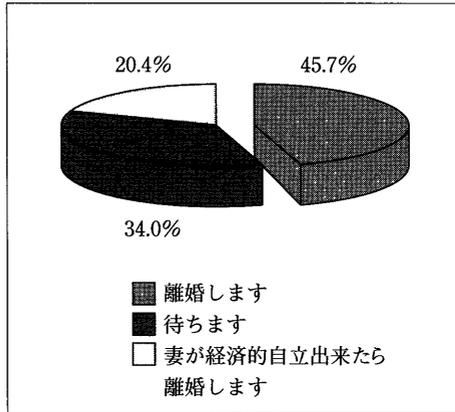


図 7-20 上記設問で離婚しない理由

	名数	%
子供のため	205	50.1
社会的面子 のため	110	26.9
金銭的理由	66	16.1
離婚が困難 だから	28	6.8
計	621	100.0

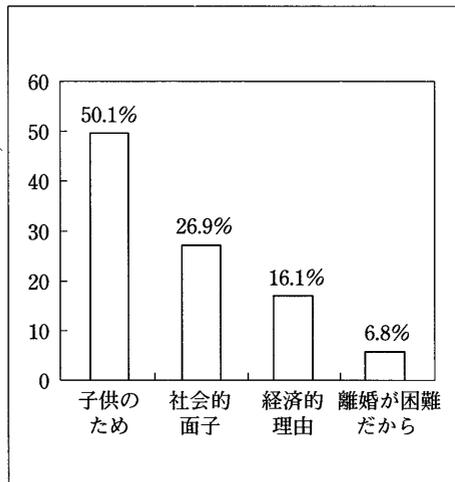


図 7-21 もし配偶者の実家の家族から不当な待遇を受けた場合

	名数	%
離婚する	154	27.0
和合のため 努力する	337	59.1
そのまま (生活する)	27	4.7
理由を調べて 対処する	52	9.1
計	621	100.0

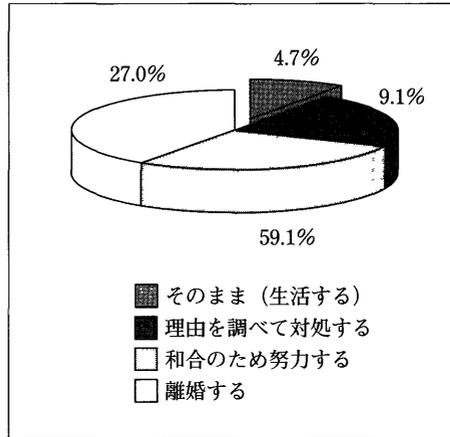


図 7-22 上記設問理由で離婚しない理由は

	名数	%
子供のため	215	50.0
社会的面子	126	29.3
経済的理由	54	12.6
離婚が困難 だから	35	8.1
計	621	100.0

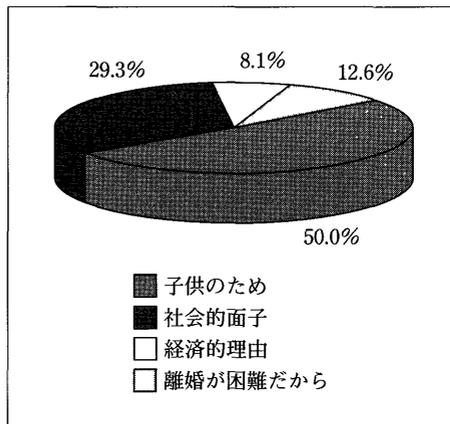


図7-23 配偶者が私の実家の親族に不当な待遇をすれば

	名数	%
離婚する	88	15.9
そのまま(生活する)	58	10.5
理由を調べて対処する	408	73.6
計	621	100.0

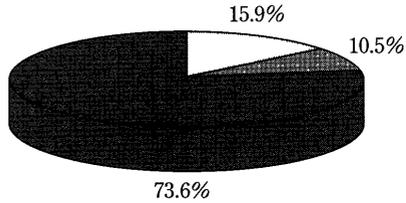


図7-24 上記設問に対して離婚しない理由は

	名数	%
子供のため	217	35.0
社会的面子	123	20.0
経済的理由	45	7.4
離婚が困難だから	44	7.2
計	621	100.0

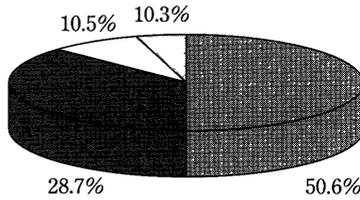


図7-25 財産を配偶者と別々に所有したいですか

	名数	%
別々に所有したい	158	25.4
別々に所有したくない	96	15.5
考えたことない	145	23.4
共同に所有したい	172	27.7
計	621	100.0

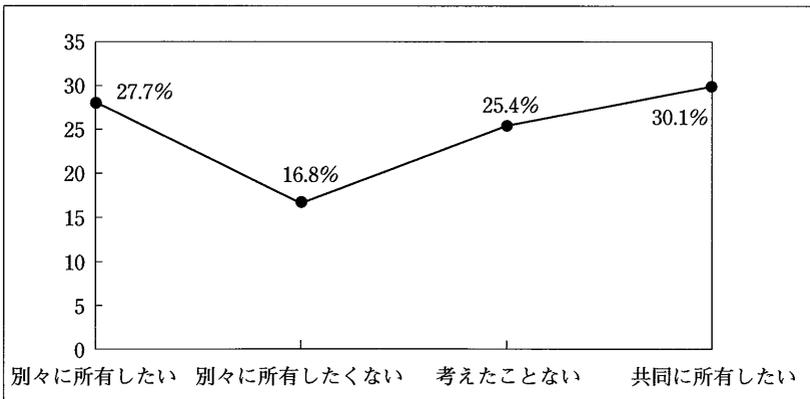
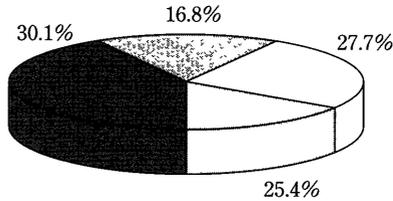


図 7-26 上記質問に対して別々に財産を所有したい理由

	名数	%
経済力があると相当な待遇をうけるから	230	58.1
自己満足のため	103	26.0
経済力があれば離婚が容易だから	63	15.9
計	621	100.0

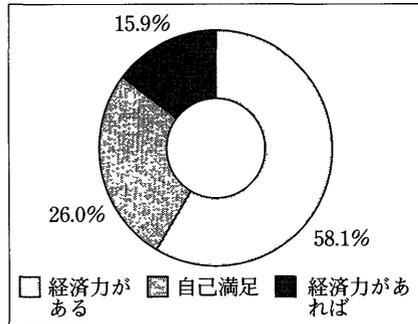


図 7-27 財産を別々に所有したい場合その種類は？

	名数	%
不動産	169	36.5
動産, 株式	51	11.0
保険, 預金	243	52.5
計	621	100.0

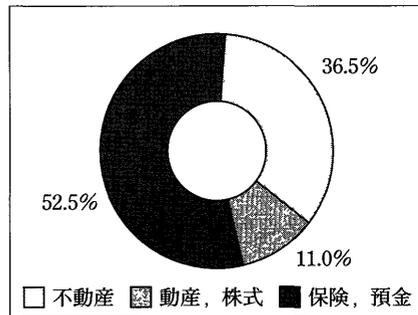


図 7-28 現在居住住宅の所有名義は？

	名数	%
夫	381	80.5
妻	59	12.5
子供	6	1.3
舅	15	3.2
実家の家族	12	2.5
計	621	100.0

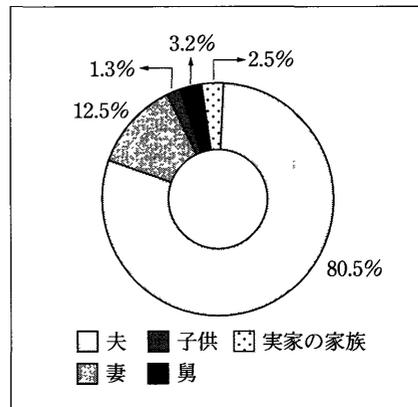


図 7-29 住宅以外の不動産の所有名義は？

	名数	%
夫	298	77.0
妻	55	14.2
子供	14	3.6
舅	11	2.8
実家の家族	9	2.3
計	621	100.0

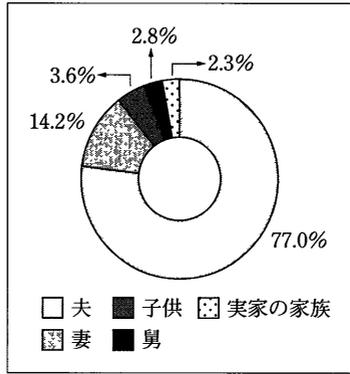


図 7-30 経済力があれば誰を助けますか

	名数	%
舅	94	20.2
実家の家族	116	24.9
こじゅうと	36	7.7
実家の兄弟	43	9.2
社会奉仕	177	38.0
計	621	100.0

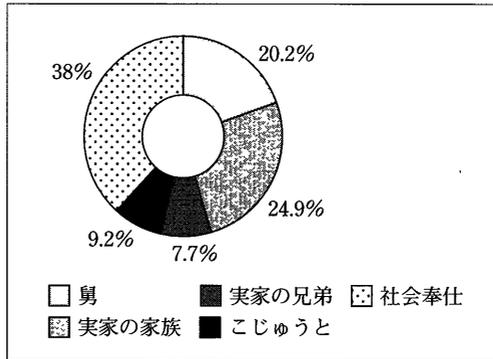


図 7-31 一家の財産は夫婦共同の財産と考えますか

	名数	%
共同の財産	521	93.2
名義者の財産	38	6.8
計	621	100.0

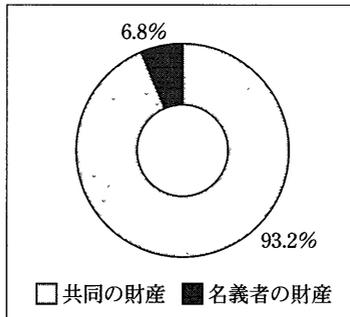


図 7-32 不動産を本人（妻）の名義にしない理由

	名数	%
慣習のため	149	38.4
夫のため	42	10.8
税金のため	79	20.4
財産がないから	118	30.4
計	621	100.0

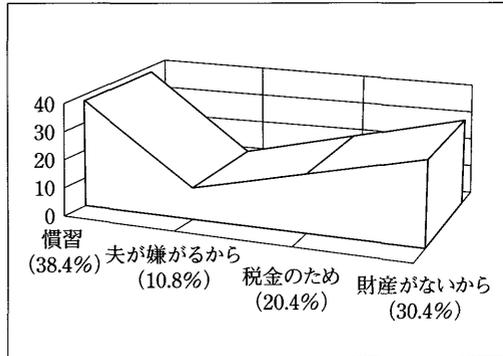


図 7-33 離婚時財産分与請求権があることをご存知ですか

	名数	%
知っている	454	82.5
知らない	96	17.5
計	621	100.0

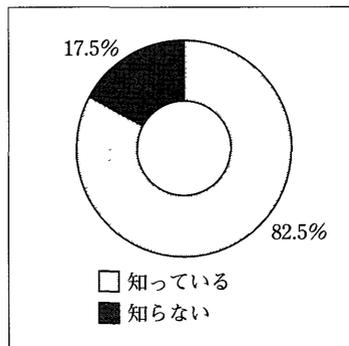
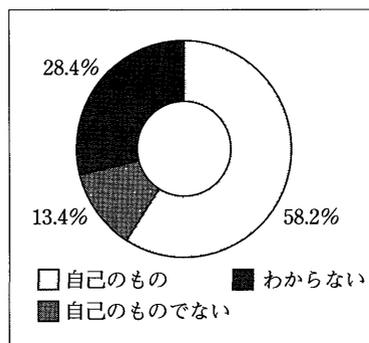


図 7-34 自己の名義の財産は離婚時自己のものだと思いますか

	名数	%
自己のもの	317	58.2
自己のものでない	73	13.4
わからない	155	28.4
計	621	100.0



### 1) 就業動機の頻度調査

就業動機を見ると、家庭経済を助けるためだと答えたのが男性23.5%女性37.5%、ほこりのためが男性26.1%、女性22.7%である。経済的自立のためが男性39.2%女性28.5%である。その他が男、女各々11.1%、11.3%である。

教育程度別で見ると、家庭経済を助けるためが中学卒以下が75.0%で最も多く、次が高等学校卒業が33.3%であるが、大学卒業はほこりのためが34.9%で最も多い方である。また、経済的自立のためだと答えた41.9%が大学卒である。

就業の動機は家庭助力のためと答えたのは中学卒が最も多いことがわかる反面、大学卒は経済的自立だと答えたのが41.9%で最も著しく表われた。高学歴者の経済的自立が女性としてほこりだと考えているようである。600万ウォン～1,000万ウォンの収入の家庭が就業を望み、就業の動機を見ると家庭経済の助力のためが50.0%を占めている。自己満足のためが1,000万ウォン～1,500万ウォン収入の家庭で31.9%を表し、普通の家庭現象を表わしている。経済的自立は収入が比較的少ない300万ウォン～600万ウォンの収入の家庭が54.5%で経済的に恵れるのを望んでいるようである。1,500万ウォン～2,000万ウォンの収入の家庭が43.2%で比較的収入が中層家庭の主婦が経済的自立を望んでいる。2,000万ウォン以上の裕福な家庭においても34.5%を占めているのを見ると余裕時間を過ごすことを願っていると思う。子供の数については3人の子供を持っている家庭で家庭助力のためだと答えたのが65.2%を示して最も就業が家庭を助けるためだと答えている。ほこりのためは子供のない方が26.6%で最も高く占めており、経済的自立も子供のない家庭で45.6%で子供のない方が自我成就と経済的自立を望んでいると示されている。

結婚同居年数を見ると家庭助力のためだと答えたのは20年～30年になる主婦が68.4%を占めており、ほこりのためは1年～3年が30.3%、20年～30年が26.5%、経済自立は未婚が47.7%で最も高く表われ、独立した生

活安定を望んでいるように見える。やはり家庭助力と経済的自立は3年～5年と10年～15年が相つなまって助力と自立が就業の動機である(表7-34)。

## 2) 就業妻に対する夫の態度

大学卒の夫は66.7%が協力的であり、高校卒の夫は60.4%で中学卒の夫は45.0%が協力的であると示したのをみると、大学卒の夫が最も協力的で、学歴が高い方が就業妻に協力的であることがわかる。

しかたがないからは中学卒が30.0%で無関心の中学卒10.0%と相つなまっている。

収入別は1,500万ウォン～2,000万ウォンの収入のある家庭の夫が68.8%で最も協力的であり、次が2000万ウォン以上の夫で66.7%が協力的である。1,000万ウォン～1,500万ウォンの収入のある夫の62.5%が協力しているのを見ると、収入が多い家庭の夫の方が収入の少ない家庭の夫より就業妻に協力していると示している。

子供の数で見ると、3名の子供を持っている家庭の夫は75.0%が協力しており、子供のない家庭の夫の方は65.2%が協力している。これを見ると、子供が3名以上だと家庭経済のため協力していると思われ、また子供のない夫婦の率が高いのは夫婦共に、個人の生活安定のため協力していると考ええる。

非協力的なのは子供を2名持っている夫で15.4%であり、仕方がないから子供を3名持っている夫の方が26.9%で高い率である。つまり子供を2名持っている夫は妻の就業をあまり好んでない方である。しかし、全体的にみれば、既婚者の58.5%が協力的であるように示している(表7-35)。

## 3) 就業女性の収入が家庭経済を助けていますか

学歴別に見ると、大学卒以上の73.5%が、高校卒の73.3%が助けていると答えた。また、中学卒が66.7%であることを見るとほとんどが経済的に助けていることを示している。高学歴者が経済面で助力していることがわ

かる。

収入別で見ると、収入のない家庭の80.0%が家庭経済を助けている。2,000万ウォン以上の家庭では85.2%、1,500万ウォン～2,000万ウォンの収入の81.8%、1,000万ウォン～1,500万ウォンの収入の家庭では74.4%の順序で家庭経済を助けていると示している。自由業も含めて経済的に助けていることがわかる（表7-36）。

子供の数から見ると、子供のない夫婦が74.6%、1名の子供を持っている家庭では72.7%、2名と3名は各々69.2%、69.6%が助力していると表われている。

300万ウォン～800万ウォンの家庭では41.7%が主収入源だと示している。また、全然助力していないと答えたのも1名で8.3%である。

既婚、未婚の区別で見ると既婚の場合70.1%が家庭経済を助力していると示しているが、未婚も76.6%が家庭経済を助力している。

就業女性の収入は大部分が家庭経済を助力していることがわかる（表7-36）。

#### 4) 配偶者の不貞行為を知った場合の夫婦の離婚如何

夫の場合離婚すると応答したのが54.2%妻の場合は32.3%、許してやると答えたのは夫の場合6.1%妻の場合は37.2%、そのまま生活するといった夫は9.6%妻の場合は30.5%を示しているのを見ると妻はがまんする方で夫は離婚する方である。

収入別で見ると、300万ウォン～600万ウォンの家庭の夫は85.7%が離婚すると答えており、1,000万ウォン～1,500万ウォンの収入のある家庭の夫は66.7%、600万ウォン～1,000万ウォンの収入の家庭の夫は64.7%が離婚すると答えている。許してやると答えたのは1,500万ウォン～2,000万ウォンの収入の家庭では46.7%を示している。そのまま生活するのは10%未満である。

男性の既婚者は56.4%が離婚に賛成、許すと答えたのが36.8%であることは夫は離婚に入るのが多いようである（表7-37…男性）。

女性の場合は未婚の女性は55.4%が離婚すると答えており、許すと応答したのは既婚28.1%，未婚は33.3%そのまま生活するといったのは34.1%が既婚者であるのを見ると、やはり全体的に女性は34.1%が、男性は6.8%だけが許すと示しているのは女性は離婚に入るのが困難だということあかしである。

就業した女性の48.3%は離婚すると答え、許す37.4%，そのまま生活する14.3%であるが、非就業者は離婚する22.8%，許す37.0%，そのまま生活する40.2%と答えているから、非就業者は離婚も許すもそのまま生活するも就業者より高い率を表わしているのは経済的な要因であると思う。教育水準で見ると、大学卒以上は56.9%が離婚すると答えているのを見ると、教育水準が高いほど男性も女性も配偶者の不貞行為に対してがまんできないように表われている。

その反面、教育程度が高校卒になると許してやる40.7%，中学校卒が33.3%で低く表われており、そのまま生活するも中学卒、高校卒は27.0%，44.7%と高く表われている。1,500万ウォン～2,000万ウォンの収入のある家庭では離婚すると答えたのが46.7%である。許してやるといったのは2,000万ウォン以上の収入の家庭で48.2%，600万ウォン～1,000万ウォンの収入の女性が42.9%と表われている。収入のない女性は44.8%がそのまま生活すると答えている。

これを見ると収入の高い方は離婚決意の率が高く、許すも高い方であり、収入のない方はどうしようもないからそのまま生活すると答えているようである。

子供の数別に見ると、子供のない女性は48.0%が離婚すると答えており、子供を1名持っている女性は43.2%の高い率を示している。許してやるも子供が2名の女性は46.6%，3名の場合は34.1%であるのを見ると子供の数が2名、3名になると離婚をあきらめるようになると思われる。子供が3名になるとそのまま生活すると答えたのも40.3%になるから、離婚は子供の数が多くなると子供のために離婚しないことがわかる。

この結果教育水準が高いと離婚率も高くなり、子供の数が多いとがまんするように示されている。

#### 5) 配偶者が不貞行為をしても離婚しない理由

子供のために50.4%，社会的面子が18.3%，金銭的理由が14.8%，離婚がむずかしいからが16.5%であるのを見ると子供のために離婚を決意しないようであり、次が社会的面子である。韓国では離婚をすると離婚女としてあまり尊敬されない風潮が主な理由であり、子供に対する愛情も含んでいる（表7-38）。

#### 6) 既婚男性の場合妻が経済的自立をすれば簡単に離婚を決意しますか

収入別に見ると、収入のない男性は45.5%が離婚しますと答えたが、300万ウォン～600万ウォンの収入の男性は42.9%，1,000万ウォン～1,500万ウォンの収入の男性は33.3%が離婚を決意すると答えている。2,000万ウォン以上は21.6%である。収入の少ない方が収入の多い方よりも簡単に離婚すると示されている。

離婚しないと答えたのは収入が600万ウォン～1000万ウォンの夫婦で35.7%，次が300万ウォン～600万ウォンで28.6%，を示している。収入の少ない方が離婚しないと答えていることは妻の収入が生活を支えていると思う。

結婚年数別に見ると結婚生活10年～15年37.5%，20年～30年33.3%が離婚の決意を簡単にすると答えている。離婚しない方も3年～5年31.6%，30年以上25.0%，5年～8年24.4%で離婚しないと答えているのを見ると3年～5年は愛情の関係であり、30年以上は人生の逸年であるから離婚しないと思われる。子供の数別に見ると3名持ちは26.9%，2名は25.0%，1名は21.4%で子供の数が多くても離婚すると答えたのは前記の表7-38と比較すると合わない。

離婚しないと答えたのは子供のない方が28.6%，3名持ちは26.9%，2名は23.4%と示されていることを見ると離婚をするかしないかは子供と無

関係であるように示されている。考えたことがないと答えたのは子供1名持ちが47.6%，3名持ちは34.6%まで占めているのを見るとあまり離婚を考えてないように表われている（表7-39）。

### 7) 既婚男性の場合妻の就業を望みますか？

学歴別に見ると大学卒の42.6%が就業を望んでおり、望まないのは中学校卒の60.0%である。

収入別には300万ウォン～600万ウォンの収入のある家庭では57.1%が、妻の就業を望んでいる。2,000万ウォン以上の収入で就業を望んでいるのはほこりのためと表われている。

また収入のない男性も妻の就業を望んでないのが72.7%であることは自分のつまらない自尊心のためだと思われる。

ほとんどが妻の就業を望んでないように表われている。子供の数別に見ると子供が1名の場合51.3%が就業を望んでおり、望んでない方は子供2名持ちが56.5%，子供のない方が50.0%，3名持ちも50.0%が就業を望んでない。子供がないのに就業を望まないのは男性の自尊心のためだと思われる。2名または3名の場合は子供の養育のために就業を望まないと思う。

妻の就業反対の理由に対して、子供の教育のために妻の就業を望まないと答えたのが57.0%，妻の社会活動が嫌だから望まないのが37.2%を示していることをみれば、現在の社会では子供の教育のために妻の就業を望んでないことがわかる（表7-41）

### 8) 配偶者が家出をした場合どうなさいますか

男性の場合67.4%が離婚すると答えており、女性は34.9%が離婚すると答えている。離婚せずにまちますと答えたのは男性は27.4%，女性は37.2%である。また配偶者が経済的自立をしている場合も男性は5.1%が離婚すると答えており、女性は37.9%が離婚すると答えている。この答えを見ると本人が経済的に自立をすれば離婚すると答えた応答者の年齢が高く表われている。

年齢別に見ると男性の場合30代，40代の各々71.8%，71.4%が離婚す

ると答えており、離婚せずに待ちますと答えたのは50代以上で52.9%を示している。これは50代以上は再婚するに困るからだと思われる。

学歴別は高校卒の73.7%が離婚すると答えている。大学卒が67.6%、中学卒が48.0%で高い率を占めている。しかし、中学校卒の44.0%が離婚せずに待ちますと答えている。

経済的自立をしたら離婚すると答えたのは中学卒が8.0%であるから経済的自立と離婚はあまり関係ないように思われる。男性の場合は子供の数ともあまり関係がないように思われる。というのは子供が1名の場合85.0%、子供がないのも68.2%、2名でも63.1%だからである。離婚せずに待ちますと答えたのが子供3名の場合46.2%であるから、子供3名の場合50.0%になる女性に比べると低い方である。男性の方は待たずに離婚すると答えたのが高い率を占めている（表7-42（男性の場合））。

女性の場合20～30代はほとんど離婚すると答え、55.1%～42.9%を占めている。待ちますと答えたのは40代～50代以上が44.4%～50.7%で若い方よりも年をとった女性は待ちますと答えたのが高い方である。経済的自立をすれば離婚すると応答したのが40代で33.3%を占めている。

学歴別は大学卒の51.1%が離婚すると答えており、待ちますと答えたのは中学卒の44.9%である。低学歴の方が離婚を望んでないように見える。経済的に自立すれば離婚すると答えたのが高校卒で30.6%を占めている。

子供の数別に見ると子供のない方が48.4%、1名持ち38.5%、2名の方が31.4%。3名持ちは25.9%が離婚すると答えており、待ちますと答えたのは、離婚しますと応答したのとは逆に3名の子供の場合が45.7%、2名41.9%、1名30.8%、ない方が24.2%で子供の数が多くと離婚せずに待ちますと答えていることがわかる。経済的自立をすれば離婚しますかの答えに対して子供1名持ちの30.8%が離婚すると答えている。3名持ちが28.4%、2名が26.7%、1名が27.4%で子供の数とは別に経済的に自立すると離婚は決心しやすい方である（表7-42女性の場合）。

#### 9) 配偶者が家出をした場合に離婚しない理由は？

子供のために59.7%が離婚しないと答えており、社会的面子のため39.6%、経済的理由が37.2%を示している。子供のために離婚しないと応答したのが最も高い率を占めている（表7-42）。

10) 配偶者の一方が他方の実家の家族に不当な待遇をしたらどうなさいますか？

男性の場合29名の17.2%が離婚すると答えており、女性の場合は59名の15.3%が離婚すると答えている。知らないふりしてそのまま生活するのは男性8.3%女性11.4%であり、理由を調べて決めるのは男性126名の74.6%女性282名の73.2%である。これを見ると女性のほとんどががまんしてはいないように見える。

男性の40代以上は離婚よりも理由を調べて決定することを希望していると答えたのが69.3%~82.5%を占めていることがわかる。

子供の数から見ると3名以上の場合は88.9%が理由を調べることに賛成している。

女性の場合も理由を調べることが62.7%~81.0%である。離婚を選ぶことよりも和合して生活することを望んでいる。子供の数別も離婚を望んでいないのは本人を無視したわけではなく家族のことだから妥協を希望しているように見える（表7-45）。

11) 表7-43-①の離婚しない理由は社会的面子が最も高い率を占めており、次が子供のためだと理由を上げている。

12) 財産を配偶者と別々に所有したいですか

男性は19名の10.8%が女性は139名の35.2%が別々に所有したいと希望している。

共同に所有したい女性は131名の33.2%、男性は41名の23.3%であることを見ると、結局女性は財産を男性より強く所有したいと希望しているように表われている。

年齢別に見ると男性の50代以上は41.2%が財産所有を望んでいる。学歴別に見ると大学卒は15.0%が所有したいと希望していて、17.5%が共同所

有を望んでいる。3名以上の子供を持っている男性は37.0%が共同所有を望んでいる。

結婚別に見ると未婚者が既婚者よりも所有したい14.3%、共同所有したい31.4%を占めているから、財産を所有したいと希望しているのは未婚者の方である。

女性の場合は20代の53.1%が財産を所有したいと望んでいて、男性の50代とは違った様相を示している。また20代が53.1%、30代が37.3%、40代が34.0%、50代以上が26.8%を示しているのを見ると女性はほとんどが別産制を希望しているように示されている。

学歴別は男性も女性も中学卒が別産制を希望している。子供の数別は子供のいない女性が最も別産を好み47.1%を占めているし、また共同所有をほとんどが望んでいる。女性は既婚者が財産を所有したいと望んでいるのが未婚者よりも高い率を占めている。財産を所有したい、または共同所有したいと答えたのが高い率を占めているのを見ると、財産を所有すれば経済的に安心できるからだと思う（表7-46）。

### 13) 財産を所有したい理由は

主な理由は財産があれば良い待遇をうけるから59.2%、次がほこりのため、その次が経済力があれば自立して離婚に接することができるからである（表7-47）。

### 14) 別々に所有したい財産の種類は？

男性は46名の36.8%、女性は123名の36.4%が不動産であり、動産・株は男性20.8%、女性は7.4%、金融財産は男性42.4%、女性56.2%である。男性も女性も不動産と金融財産好んでいるようである。

女性の非就業者の41.4%が不動産を好み、金融財産は就業者が66.9%、非就業者が50.5%で非就業者が財産を好んでいることがわかる（表7-48）。

### 15) 居住住宅の名義は

夫の名義にしたいと答えたのは男性の場合86.8%、女性の場合は78.2%

であり、妻の名義は男性6.2%、女性14.8%で示されているのを見ると大部分が夫の名義であることがわかる。既婚者も未婚者も夫の名義が多数者であり、就業者も非就業者もほとんどが夫の名義である。妻の名義はかなり少ない方である（表7-49）。

#### 16) 経済的に余裕があれば実家と嫁家とどちらを助けますか？

男性は自分の実家（媳宅）を助けるのが24.0%、女性の場合実家を助けるのが27.0%である。次に社会奉仕をするのが男性は41.7%、女性は37.0%で身内を助けるよりも社会奉仕をするのが正しいと思っているようである。学歴別には中学卒以下は嫁家（夫の実家）を助けるのが29.5%で最も多く、実家を助けるのは大学卒が43.8%で学歴が高い程実家を助けている。

既婚者は40.7%が社会奉仕をしており、未婚者は58.5%が実家を助けているのが多い方である。

就業者は49.2%が実家を助けている。1,500万ウォン～2,000万ウォンをもうけている女性の45.8%が実家を助けていると示しているのを見ると、女性の大部分が実家を助けていると示されている（表7-51）。

#### 17) 一家の財産が夫婦共同の財産だと思いますか

男性の場合は162名の94.7%が共同財産だと思っており、女性は359名の92.5%が共同財産だと思っていると示している。夫婦別々の財産だと答えたのが男性9名の5.3%、女性29名の7.5%であるということは夫婦共同財産だと答えた方が圧倒的多数である。

学歴別、既婚、未婚、就業、非就業者に関係なく92%以上が共同財産だと答えている。別財産だと答えたのはわずか7%～9%程度である（表7-52）。

#### 18) 離婚時財産分与権があることを知っていますか

男性は125名の78.6%、女性は329名の84.1%が承知している。知らないと答えたのは男性34名の21.4%、女性62名の15.9%を表わしているから、離婚時は自分のものだと判断しているようである。

男性の場合20代が90.9%で最も良く知っている。50代以上は86.7%であるのを見ると若い層が良く知っているように思う。知らないと答えたのは40代の30.4%である。学歴別にみると中学卒以下は11名の61.1%が知っており、38.9%が知らないと答えている。

職業別には公務員92.9%、会社員75.5%、主婦75.0%、自営業94.7%、農水産業50.0%、専門職62.5%、パート・タイマー78.6%が知っていると答えた。知らないと答えたのは農水産業が50.0%で最も高い率であるが、それ以外はほとんど財産分与権があることを知っていることと示されている。

女性の方は40代が91.3%で最も高い率を示しており、20代80.0%、30代82.4%、40代91.3%、50代84.8%、50代以上81.5%と知っている方が知らない方よりもその率が高いのである。

学歴別には中学卒以下の22.0%が、職業別には専門職の33.3%が知らないことと示されており、公務員、教師は20.8%が知らないことと答えているのを見ると女性の場合ほとんどが知っていることと示されている（表7-53）。

#### 19) 自己名義の財産がある場合離婚時自分に有利だと思いますか

男性は64名の42.1%、女性は253名の64.4%が有利だと答えている。わからないと応答したのは62名の40.8%が男性であり、女性は93名の23.7%である。年齢別に見ると、20代37.5%、30代40.0%、40代45.5%、50代64.3%、50代以上の35.7%が有利だと答えている。有利でないと答えたのは20代18.8%、30代18.6%、40代13.6%、50代14.3%、50代以上は14.3%である。学歴別には中学卒以下52.9%、高校卒48.4%、大学卒の34.7%が有利だと答えている。職業別に見ると自営業52.9%、パート・タイマー53.8%、主婦の40.0%が有利だと答えている反面、有利でないと答えたのは農水産業の50.0%が最も高い率を占めている。

一方、女性の方は20代53.2%、30代72.0%、40代69.3%、50代64.6%、50代以上の65.5%が有利だと答えている。男性よりも女性の方が多少有利だと答えている（表7-54）。

以上女性の経済的自立と離婚の増加を<アンケート調査で>説明した結

果，経済的に自立した女性に対しては夫も女性自身も離婚に入りやすく表われた。また専業主婦に対する夫の態度も妻の経済的助力を望んでいるようである。

離婚にまよっている主な原因は経済的な面にもあるが子供のため，社会的面子のためであると表われている。注目すべき点は，経済的に自立すると夫の不貞行為にがまんしない女性が多くなったことである。男はすてる身であり，女はすてられる身であることは昔の話になったのだと思われる。やはり男性も女性も自分を守るために経済力は欠かせないようである。

表7-34 就業動機

区 分		家庭助力	自我成就	経済的自立	その他	計	
性別	男	36(23.5)	40(26.1)	60(39.2)	17(11.1)	153(100.0)	
	女	96(37.5)	58(22.7)	73(28.5)	29(11.3)	256(100.0)	
就業別	教育水準	中卒以下	18(75.0)	1(4.2)	4(16.7)	1(4.2)	24(100.0)
		高卒以下	27(33.3)	15(18.5)	30(37.0)	9(11.1)	81(100.0)
		大卒以下	8(18.6)	15(34.9)	18(41.9)	2(4.7)	43(100.0)
	収入別	ない	2(40.0)	—	2(40.0)	1(20.0)	5(100.0)
		300-600万ウォン	4(36.4)	—	6(54.5)	1(9.1)	11(100.0)
		600-1000万ウォン	10(50.0)	2(10.0)	7(35.0)	1(5.0)	20(100.0)
		1000-1500万ウォン	18(38.3)	15(31.9)	11(23.4)	3(6.4)	47(100.0)
		1500-2000万ウォン	9(24.3)	7(18.9)	16(43.2)	5(13.5)	37(100.0)
	2000万ウォン以上	11(37.9)	7(24.1)	10(34.5)	1(3.4)	29(100.0)	
	女性	子供数別	ない	15(19.0)	21(26.6)	36(45.6)	7(8.9)
1名			12(54.5)	2(9.1)	6(27.3)	2(9.1)	22(100.0)
2名			12(48.0)	4(16.0)	6(24.0)	3(12.0)	25(100.0)
3名			15(65.2)	4(17.4)	4(17.4)	—	23(100.0)
結婚年数別	未婚	11(16.9)	16(24.6)	31(47.7)	7(10.8)	65(100.0)	
	1-3年	8(40.0)	6(30.0)	5(25.0)	1(5.0)	20(100.0)	
	3-5年	5(45.5)	—	5(45.5)	1(9.1)	11(100.0)	
	5-8年	10(52.6)	3(15.8)	4(21.1)	2(10.5)	19(100.0)	
	8-10年	—	—	—	—	—	
	10-15年	5(45.5)	1(9.1)	5(45.5)	—	11(100.0)	
	15-20年	—	—	—	—	—	
	20-30年	13(68.4)	5(26.3)	1(5.3)	—	19(100.0)	
30年以上	2(50.0)	—	1(25.0)	1(25.0)	4(100.0)		

表 7-35 妻が就業の場合夫の態度

区 分		協力的	無関心	非協力的	しかたが ないから	計	$\chi^2$	
就 業 別 女 性	教育水準	中卒以下	9(45.0)	2(10.0)	3(15.0)	6(30.0)	20(100.0)	6.87024
		高卒以下	29(60.4)	6(12.5)	8(16.7)	5(10.4)	48(100.0)	
		大卒以下	14(66.7)	1(4.8)	1(4.8)	5(23.8)	21(100.0)	
	収入	ない	3(60.0)	1(20.0)	—	1(20.0)	5(100.0)	17.10716
		300-600万ウォン	3(30.0)	2(20.0)	1(10.0)	4(40.0)	10(100.0)	
		600-1000万ウォン	7(50.0)	4(28.6)	2(14.3)	1(7.1)	14(100.0)	
		1000-1500万ウォン	15(62.5)	1(4.2)	3(12.5)	5(20.8)	24(100.0)	
		1500-2000万ウォン	11(68.8)	1(6.3)	2(12.5)	2(12.5)	16(100.0)	
		2000万ウォン以上	14(66.7)	—	4(19.0)	3(14.3)	21(100.0)	
	子供数別	ない	15(65.2)	1(4.3)	3(13.0)	4(17.4)	23(100.0)	9.80236
		1名	13(16.9)	2(9.5)	2(9.5)	4(19.0)	21(100.0)	
		2名	10(38.5)	5(19.2)	4(15.4)	7(26.9)	26(100.0)	
		3名	15(75.0)	1(5.0)	3(15.0)	1(5.0)	20(100.0)	
	結婚如何別	既婚	48(58.5)	9(11.0)	11(13.4)	14(17.0)	82(100.0)	1.15969
		未婚	5(62.5)	—	1(12.5)	2(25.0)	8(100.0)	

表7-36 就業女性の収入が家庭経済を助けますか

区分		主収入源	助力する	若干	ない	計	$\chi^2$
教育水準	中卒以下	4(16.7)	16(66.7)	3(12.5)	1(4.2)	24(100.0)	1.93601
	高卒以下	12(16.0)	55(73.3)	6(8.0)	2(2.7)	75(100.0)	
	大卒以下	5(14.7)	25(73.5)	4(11.8)	—	34(100.0)	
収入別	ない	—	4(80.0)	1(20.0)	—	5(100.0)	25.05941
	300-600万ウォン	5(41.7)	5(41.7)	1(8.3)	1(8.3)	12(100.0)	
	600-1000万ウォン	3(16.7)	9(50.0)	5(27.8)	1(5.6)	18(100.0)	
	1000-1500万ウォン	6(15.4)	29(74.4)	4(10.3)	—	39(100.0)	
	1500-2000万ウォン	5(15.2)	27(81.8)	1(3.0)	—	33(100.0)	
2000万ウォン以上	2(7.4)	23(85.2)	1(3.7)	1(3.7)	27(100.0)		
子供数別	ない	11(17.5)	47(74.6)	4(6.3)	1(1.6)	63(100.0)	9.89937
	1名	4(18.2)	16(72.7)	2(9.1)	—	22(100.0)	
	2名	4(15.4)	18(69.2)	2(7.7)	2(7.7)	26(100.0)	
	3名	2(8.7)	16(69.6)	5(21.7)	—	23(100.0)	
結婚如何別	既婚	15(17.2)	61(70.1)	9(10.3)	2(2.3)	87(100.0)	0.67687
	未婚	6(12.8)	36(76.6)	4(8.5)	1(2.1)	47(100.0)	

表7-37 配偶者の不貞行為を知った場合の離婚如何

区 分		離婚	容認	しかたが ないから	計	$\chi^2$	
性 別	男	90(54.2)	60(6.1)	16(9.6)	166(100.0)	35.39756	
	女	127(32.3)	146(37.2)	120(30.5)	393(100.0)		
男	教育水準	中卒以下	13(50.0)	11(42.3)	2(7.7)	26(100.0)	0.62772
		高卒以下	39(54.2)	26(36.1)	7(9.7)	72(100.0)	
		大卒以下	38(55.9)	23(33.8)	7(10.7)	68(100.0)	
	収入別	ない	8(61.5)	4(30.8)	1(7.7)	13(100.0)	8.38019
		300-600万ウォン	6(85.7)	1(14.3)	—	7(100.0)	
		600-1000万ウォン	11(64.7)	5(29.4)	1(5.9)	17(100.0)	
		1000-1500万ウォン	16(66.7)	6(25.0)	2(8.3)	24(100.0)	
		1500-2000万ウォン	13(43.3)	14(46.7)	3(10.0)	30(100.0)	
		2000万ウォン以上	36(48.0)	30(40.0)	9(12.0)	75(100.0)	
	子供数別	ない	18(43.9)	16(39.0)	7(17.1)	41(100.0)	7.67754
		1名	27(67.5)	11(27.5)	2(5.0)	40(100.0)	
		2名	31(51.7)	25(41.7)	4(6.7)	60(100.0)	
3名		14(56.0)	8(32.0)	3(12.0)	25(100.0)		
結婚如何別	既婚	75(56.4)	49(36.8)	9(6.8)	133(100.0)	6.39725	
	未婚	15(45.5)	11(33.3)	7(21.2)	33(100.0)		
女	結婚如何別	既婚	91(27.7)	125(28.1)	112(34.1)	328(100.0)	21.79071
		未婚	36(55.4)	21(32.3)	8(12.3)	65(100.0)	
	就業別	就業	71(48.3)	55(37.4)	21(14.3)	147(100.0)	38.87645
		未就業	56(22.8)	91(37.0)	99(40.2)	246(100.0)	
	教育水準	中卒以下	25(21.9)	38(33.3)	51(44.7)	114(100.0)	27.84065
		高卒以下	73(32.3)	92(40.7)	61(27.0)	226(100.0)	
		大卒以上	29(56.9)	14(27.5)	8(15.7)	51(100.0)	
	収入別	ない	21(18.1)	43(37.1)	52(44.8)	116(100.0)	28.73629
		300-600万ウォン	10(32.3)	11(35.5)	10(32.3)	31(100.0)	
		600-1000万ウォン	12(34.3)	15(42.9)	8(22.9)	35(100.0)	
		1000-1500万ウォン	37(38.9)	31(32.6)	27(28.4)	95(100.0)	
		1500-2000万ウォン	28(46.7)	19(31.7)	13(21.7)	60(100.0)	
2000万ウォン以上		19(33.9)	27(48.2)	10(17.9)	56(100.0)		
子供数別	ない	49(48.0)	32(31.4)	21(20.6)	102(100.0)	27.51916	
	1名	19(43.2)	15(34.1)	10(22.7)	44(100.0)		
	2名	26(22.0)	55(46.6)	37(31.4)	118(100.0)		
	3名	33(25.6)	44(34.1)	52(40.3)	129(100.0)		

表 7-38 配偶者が不貞行為をした場合他方配偶者はどうなさいますか

区分	子供のために	社会的面子	経済的理由	離婚が困難	計	$\chi^2$
離婚	40	48	22	2	112	*** 51.48784
%	35.7	42.9	19.6	1.8	100.0	
宥赦	114	36	13	13	176	
%	64.8	20.5	7.4	7.4	100.0	
がまんする	58	21	17	19	115	
%	50.4	18.3	14.8	16.5	100.0	

表 7-39 妻が経済的自立をすれば簡単に離婚を決めますか

区分		します	しない	考慮中	わからない	計	$\chi^2$
収入別	ない	5(45.5)	3(27.3)	2(18.2)	1( 9.1)	11(100.0)	16.97263
	300-600万ウォン	3(42.9)	2(28.6)	1(14.3)	1(14.3)	7(100.0)	
	600-1000万ウォン	1( 7.1)	5(35.7)	7(50.0)	1( 7.1)	14(100.0)	
	1000-1500万ウォン	5(33.3)	4(26.7)	5(33.3)	1( 6.7)	15(100.0)	
	1500-2000万ウォン	4(16.0)	2( 8.0)	13(52.0)	6(24.0)	25(100.0)	
	2000万ウォン以上	16(21.6)	18(24.3)	29(39.2)	11(14.9)	74(100.0)	
結婚年数別	未婚	—	2(66.7)	1(33.3)	—	—	14.43428
	1-3年	4(17.4)	5(21.7)	12(52.2)	2( 8.7)	2(100.0)	
	3-5年	3(15.8)	6(31.6)	7(36.8)	3(15.8)	3(100.0)	
	5-8年	8(19.5)	10(24.4)	15(36.6)	8(19.5)	8(100.0)	
	10-15年	12(37.5)	6(18.8)	11(34.4)	3( 9.4)	3(100.0)	
	20-30年	4(33.3)	1( 8.3)	4(33.3)	3(25.0)	3(100.0)	
	30年以上	3(18.8)	4(25.0)	7(43.8)	2(12.5)	2(100.0)	
子供数別	ない	2(14.3)	4(28.6)	6(42.9)	2(14.3)	14(100.0)	3.42469
	1名	9(21.4)	8(19.0)	20(47.6)	5(11.9)	42(100.0)	
	2名	16(25.0)	15(23.4)	22(34.4)	11(17.2)	64(100.0)	
	3名	7(26.9)	7(26.9)	9(34.6)	3(11.5)	26(100.0)	

表 7-40 (既婚男性の場合) 妻の就業を望みますか

区 分		望む	望まない	考えた ことない	計	$x^2$
学 歴 別	中卒以下	6(24.0)	15(60.0)	4(16.0)	25(100.0)	3.42469
	高卒	12(22.2)	26(48.1)	16(29.6)	54(100.0)	
	大卒以上	29(42.6)	29(42.6)	10(14.7)	68(100.0)	
收 入 別	ない	2(18.2)	8(72.7)	1(9.1)	11(100.0)	10.95379
	300-600万ウォン	4(57.1)	3(42.9)	—	7(100.0)	
	600-1000万ウォン	2(14.3)	7(50.0)	5(35.7)	14(100.0)	
	1000-1500万ウォン	6(40.0)	7(46.7)	2(13.3)	15(100.0)	
	1500-2000万ウォン	7(30.4)	9(39.1)	7(30.4)	23(100.0)	
	2000万ウォン以上	26(33.3)	37(47.4)	15(19.2)	78(100.0)	
子 供 数 別	ない	5(35.7)	7(50.0)	2(14.3)	14(100.0)	12.46272
	1名	20(51.3)	12(30.8)	7(17.9)	39(100.0)	
	2名	17(24.6)	39(56.5)	13(18.8)	69(100.0)	
	3名	5(19.2)	13(50.0)	8(30.8)	26(17.6)	

表 7-41 妻の就業を望まない理由

区分	社会的面子	妻の社会活動を 嫌がる	子供教育の ため	計	$x^2$
望む	7	5	38	50	*** 22.68199
%	14.0	10.0	76.0	100.0	
望まない	7	45	69	121	
%	5.8	37.2	57.0	100.0	
考えたことない	15	15	38	68	
%	22.2	22.1	55.9	100.0	

表7-41（既婚男性の場合）妻が就業をした場合に経済的に助かるから嫌でも離婚しない？

区 分		望む	望まない	考えた ことない	計	$\chi^2$
学 歴 別	中卒以下	8(34.8)	7(30.4)	8(34.8)	23(100.0)	7.21746
	高卒	17(33.3)	5(9.8)	29(56.9)	51(100.0)	
	大卒以上	23(35.9)	7(10.9)	34(53.1)	64(100.0)	
收 入 別	ない	2(20.0)	4(40.0)	4(40.0)	10(100.0)	17.85232
	300-600万ウォン	5(83.3)	1(16.7)	—	6(100.0)	
	600-1000万ウォン	4(28.6)	1(7.1)	9(64.3)	14(100.0)	
	1000-1500万ウォン	7(46.7)	3(20.0)	5(33.3)	15(100.0)	
	1500-2000万ウォン 2000万ウォン以上	8(33.3) 22(31.4)	2(8.3) 8(11.4)	14(58.3) 40(57.1)	24(100.0) 70(100.0)	
結 婚 年 数 別	未婚	1(25.0)	1(25.0)	2(50.0)	4(100.0)	9.04289
	1-3年	9(42.9)	1(4.8)	11(52.4)	21(100.0)	
	3-5年	5(31.3)	3(18.8)	8(50.0)	16(100.0)	
	5-8年	14(35.9)	6(15.4)	19(48.7)	39(100.0)	
	10-15年	12(38.7)	4(12.9)	15(48.4)	31(100.0)	
	20-30年	5(38.5)	3(23.1)	5(38.5)	13(100.0)	
	30年以上	2(13.3)	1(6.7)	12(80.0)	15(100.0)	
子 供 数 別	ない	5(45.5)	18(43.9)	5(45.5)	11(100.0)	4.77230
	1名	18(43.9)	3(7.3)	20(48.8)	41(100.0)	
	2名	18(29.0)	11(17.7)	33(53.2)	62(100.0)	
	3名	7(28.0)	4(16.0)	14(56.0)	25(100.0)	

表 7-42 配偶者が家出をした場合どうしますか？

区 分		離婚する	待ちます	妻が経済的 自立すれば 離婚する	計	$\chi^2$	
性 別	男	118(67.4)	48(27.4)	9(5.1)	175(100.0)	60.15520	
	女	124(34.9)	132(37.2)	99(37.9)	355(100.0)		
男性 場合	年齢別	20代	24(66.7)	10(27.8)	2(5.6)	36(100.0)	7.38183
		30代	56(71.8)	18(23.1)	4(5.1)	78(100.0)	
		40代	20(71.4)	7(25.0)	1(3.6)	28(100.0)	
		50代	10(66.7)	4(26.7)	1(6.7)	15(100.0)	
		50代以上	7(41.2)	9(52.9)	1(5.9)	17(100.0)	
	学歴別	中卒以下	12(48.0)	11(44.0)	2(8.0)	25(100.0)	5.67555
		高卒	56(73.7)	17(22.4)	3(3.9)	76(100.0)	
		大卒以上	50(67.6)	20(27.0)	4(5.4)	74(100.0)	
	子供数別	ない	30(68.2)	13(29.5)	1(2.3)	44(100.0)	17.14476
		1名	34(8.0)	2(5.0)	4(10.0)	40(100.0)	
		2名	41(63.1)	21(32.3)	3(4.6)	65(100.0)	
		3名	13(50.0)	12(46.2)	1(3.8)	26(100.0)	
結婚如何別	既婚	93(66.9)	39(28.1)	7(5.0)	139(100.0)	.13979	
	未婚	25(69.4)	9(25.0)	2(5.6)	36(100.0)		
女性 場合	年齢別	20代	43(55.1)	13(16.7)	22(28.2)	78(100.0)	34.42883
		30代	21(42.9)	16(32.7)	12(24.5)	49(100.0)	
		40代	20(22.2)	40(44.4)	30(33.3)	90(100.0)	
		50代	20(31.3)	26(40.6)	18(28.1)	64(100.0)	
		50代以上	20(27.4)	37(50.7)	16(21.9)	73(100.0)	
	学歴別	中卒以下	28(28.6)	44(44.9)	26(26.5)	98(100.0)	8.90363
		高卒	73(34.9)	72(34.4)	64(30.6)	209(100.0)	
		大卒以上	23(51.1)	13(28.9)	9(20.0)	45(100.0)	
	子供数別	ない	46(48.4)	23(24.2)	26(27.4)	95(100.0)	16.00136
		1名	15(38.5)	12(30.8)	12(30.8)	39(100.0)	
		2名	33(31.4)	44(41.9)	28(26.7)	105(100.0)	
		3名	30(25.9)	53(45.7)	33(28.4)	116(100.0)	
結婚如何別	既婚	92(31.7)	120(41.4)	78(26.9)	290(100.0)	12.71690	
	未婚	32(49.2)	12(18.5)	21(32.3)	65(100.0)		

表7-43 配偶者の実家の家族から不当な待遇を受けた場合

区 分		離婚する	和合のため 努力する	そのまま 生活する	経済的自 立すれば 離婚	計	$\chi^2$	
性 別	男 %	39 22.7	124 72.1	8 4.7	1 .6	172 100.0	*** 28.43199	
	女 %	115 28.9	213 53.5	19 4.8	51 12.8	398 100.0		
男性 場合	年 齢 別	20代 %	8 22.2	25 69.4	3 8.3		36 100.0	7.78890
		30代 %	18 22.2	59 72.8	3 3.7	1 1.2	81 100.0	
		40代 %	9 37.5	15 62.5			24 100.0	
		50代 %	2 12.5	13 81.3	1 6.3		16 100.0	
		50代以上 %	2 14.3	11 78.6	1 7.1		14 100.0	
	学 歴 別	中卒以下 %	4 17.4	17 73.9	1 4.3	1 4.3	23 100.0	7.94461
		高卒 %	15 21.1	54 76.1	2 2.8		71 100.0	
		大卒以上 %	20 26.0	53 68.8	4 5.2		77 100.0	
	子 供 数 別	ない %	10 22.7	29 65.9	5 11.4		44 100.0	15.87275
		1名 %	12 29.3	27 65.9	1 2.4	1 2.4	41 100.0	
		2名 %	16 25.8	45 72.6	1 1.6		62 100.0	
		3名以上 %	1 4.0	23 92.0	1 4.0		25 100.0	
	結 婚 如 何 別	既婚 %	32 23.4	101 73.7	3 2.2	1 .7	137 100.0	* 9.41164
		未婚 %	7 20.0	23 65.7	5 14.3		35 100.0	

表7-44 配偶者が家出の場合の行動とその理由？

区分	子女ために	社会的面子	経済的理由	離婚困難	計	$\chi^2$
離婚する %	64 44.4	57 39.6	19 13.2	4 2.8	144 100.0	*** 57.925706
和合のため に努力する %	95 59.7	32 20.1	14 8.8	18 11.3	159 100.0	
そのまま生 活する%	36 41.9	13 15.1	32 37.2	5 5.8	86 100.0	

区 分		離婚する	和合のため 努力する	そのまま 生活する	経済的自 立すれば 離婚	計	$\chi^2$	
性 別	男	39	124	8	1	172	*** 28.43199	
	%	22.7	72.1	4.7	.6	100.0		
	女	115	213	19	51	398		
	%	28.9	53.5	4.8	12.8	100.0		
女性の場合	年 齢	20代	40	35	1	7	83	** 30.45129
		%	48.2	42.2	1.2	8.4	100.0	
		30代	17	29	1	5	52	
		%	32.7	55.8	1.9	9.6	100.0	
		40代	20	58	4	18	100	
		%	20.0	58.0	4.0	18.0	100.0	
	別	50代	14	49	6	13	82	** 30.45129
		%	17.1	59.8	7.3	15.9	100.0	
		50代以上	24	42	5	8	79	
		%	30.4	53.2	6.3	10.1	100.0	
	学 歴	中卒以下	27	63	9	12	111	11.48819
		%	24.3	56.8	8.1	10.8	100.0	
		高卒	65	125	8	35	233	
		%	27.9	53.6	3.4	15.0	100.0	
	別	大卒以上	22	22	2	4	50	11.48819
		%	44.0	44.0	4.0	8.0	100.0	
子 供		46	45	4	10	105	** 23.50276	
%		43.8	42.9	3.8	9.5	100.0		
1名	16	25	1	2	44			
%	36.4	56.8	2.3	4.5	100.0			
別	2名	23	69	7	17	116	** 23.50276	
	%	19.8	59.5	6.0	14.7	100.0		
	3名以上	30	74	7	22	133		
	%	22.6	55.6	5.3	16.5	100.0		
結 婚 如何別	既婚	86	182	17	43	328	* 6.75184	
	%	26.2	55.5	5.2	13.1	100.0		
	未婚	29	31	2	8	70		
	%	41.4	44.3	2.9	11.4	100.0		

表 7-43-① 場合離婚しない理由

区分	子供ために	社会的面子	金銭的理由	離婚が難し いから	計	$\chi^2$
努力する	39	40	11	4	94	*** 58.56801
	41.5	42.6	11.7	4.3	100.0	
	156	72	21	26	275	
そのまま生 活する	56.7	26.2	7.6	9.5	100.0	
	6	8	6	3	23	
	26.1	34.8	26.1	13.0	100.0	
就業したら 離婚する	13	5	16	2	36	
	36.1	13.9	44.4	5.6	100.0	

表7-45 配偶者が私の実家の家族に不当な待遇をした場合

区 分		離婚します	そのまま生活する	理由を調べて決める	計	
性 別	男	29	14	126	169	
	%	17.2	8.3	74.6	100.0	
	女	59	44	282	385	
	%	15.3	11.4	73.2	100.0	
男	年 齢 別	20代	7	3	23	33
		%	21.2	9.1	69.7	100.0
		30代	15	7	56	78
		%	19.2	9.0	71.8	100.0
		40代	3	1	19	23
		%	13.0	4.3	82.6	100.0
	学 歴 別	50代	3		14	17
		%	17.6		82.4	100.0
		50代以上	1	2	14	17
		%	5.9	11.8	82.4	100.0
	子 供 数 別	中卒以下	5	4	13	22
		%	22.7	18.2	59.1	100.0
		高卒	11	4	55	70
		%	15.7	5.7	78.6	100.0
	結 婚 如 何 別	大卒以上	13	6	58	77
		%	16.9	7.8	75.3	100.0
		ない	8	5	28	41
		%	19.5	12.2	68.3	100.0
	性	1 名	11	2	26	39
			%	28.2	5.1	66.7
2 名		9	5	48	62	
		%	14.5	8.1	77.4	100.0
3 名以上		1	2	24	27	
		%	3.7	7.4	88.9	100.0
既 婚	既婚	23	10	103	136	
	%	16.9	7.4	75.7	100.0	
	未婚	6	4	23	33	
未 婚	%	18.2	12.1	69.7	100.0	



表7-46 財産を配偶者と別々に所有したいですか？

区 分		所有したい	所有したくない	考えてない	共同で所有したい	計	$\chi^2$	
性 別	男	19	53	63	41	176	*** 67.73234	
	%	10.8	30.1	35.8	23.3	100.0		
	女	139	43	82	131	395		
	%	35.2	10.9	20.8	33.2	100.0		
男	年 齢 別	20代	5	9	12	9	35	11.82993
		%	14.3	25.7	34.3	25.7	100.0	
		30代	9	27	27	17	80	
		%	11.3	33.8	33.8	21.3	100.0	
		40代	4	6	13	3	26	
		%	15.4	23.1	50.0	11.5	100.0	
	50代		7	5	5	17		
	%		41.2	29.4	29.4	100.0		
	50代以上	1	3	6	7	17		
	%	5.9	17.6	35.3	41.2	100.0		
	学 歴 別	中卒以下	2	6	7	7	22	7.97932
		%	9.1	27.3	31.8	31.8	100.0	
		高卒	5	18	31	20	74	
		%	6.8	24.3	41.9	27.0	100.0	
大卒以上	12	29	25	14	80			
%	15.0	36.3	31.3	17.5	100.0			
子 供 数 別	ない	5	15	13	10	43	5.32897	
	%	11.6	34.9	30.2	23.3	100.0		
	1名	5	12	16	8	41		
	%	12.2	29.3	39.0	19.5	100.0		
	2名	6	19	27	13	65		
	%	9.2	29.2	41.5	20.0	100.0		
3名以上	3	7	7	10	27			
%	11.1	25.9	25.9	37.0	100.0			
結 婚 如 何 別	既婚	14	44	53	30	141	2.65123	
	%	9.9	31.2	37.6	21.3	100.0		
	未婚	5	9	10	11	35		
%	14.3	25.7	28.6	31.4	100.0			

区 分		所有したい	所有したくない	考えてない	共同で所 有したい	計	$x^2$	
女	年 齢 別	20代	43	4	9	25	81	*** 34.50505
		%	53.1	4.9	11.1	30.9	100.0	
		30代	19	7	12	13	51	
		%	37.3	13.7	23.5	25.5	100.0	
		40代	35	8	30	30	103	
		%	34.0	7.8	29.1	29.1	100.0	
	50代	20	7	19	30	76		
		%	26.3	9.2	25.0	39.5	100.0	
	学 歴 別	50代以上	22	17	12	31	82	
		%	26.8	20.7	14.6	37.8	100.0	
		中卒以下	30	12	24	43	109	6.09976
		%	27.5	11.0	22.0	39.4	100.0	
高卒	85	27	48	70	230			
%	37.0	11.7	20.9	30.4	100.0			
性 子 供 数 別	大卒以上	23	4	10	15	52	14.17982	
	%	44.2	7.7	19.2	28.8	100.0		
	ない	49	5	17	33	104		
	%	47.1	4.8	16.3	31.7	100.0		
	1名	11	7	12	13	43		
	%	25.6	16.3	27.9	30.2	100.0		
2名	36	16	24	39	115			
	%	31.3	13.9	20.9	33.9	100.0		
3名以上	43	15	29	46	133			
	%	32.3	11.3	21.8	34.6	100.0		
結 婚 如 何 別	既婚	102	39	72	115	328	** 14.41376	
	%	31.1	11.9	22.0	35.1	100.0		
	未婚	37	4	10	16	67		
	%	55.2	6.0	14.9	23.9	100.0		

表 7-47 財産を配偶者と別々に所有したい理由？

区 分	経済力があれ ば待遇される	ほこりのため	経済力があれ ば自立するこ とが出来る	計	$x^2$
所有したい	87	39	21	147	8.418986
%	59.2	26.5	14.3	100.0	
所有したくない	28	16	16	60	
%	46.7	26.7	26.7	100.0	
考えたことない	41	12	9	62	
%	66.1	19.4	14.5	100.0	
共同所有したい	73	35	17	125	
%	58.4	28.0	13.6	100.0	

表7-48 財産を別々に所有したい場合その内容は？

区分		不動産	動産, 株式等	金融財産	計	$\chi^2$	
性別	男	46	26	53	125	*** 18.20479	
	%	36.8	20.8	42.4	100.0		
	女	123	25	190	338		
	%	36.4	7.4	56.2	100.0		
女性	学歴別	中卒以下	37	9	50	96	1.23391
		%	38.5	9.4	52.1	100.0	
		高卒	70	13	114	197	
		%	35.5	6.6	57.9	100.0	
		大卒以上	15	3	24	42	
	%	35.7	7.1	57.1	100.0		
	結婚如何別	既婚	110	19	157	286	4.19091
		%	38.5	6.6	54.9	100.0	
		未婚	13	6	33	52	
	%	25.0	11.5	63.5	100.0		
	就業如何別	就業	32	7	79	118	* 8.52564
		%	27.1	5.9	66.9	100.0	
未就業		91	18	111	220		
%	41.4	8.2	50.0	100.0			
収入別	ない	38	3	59	100	7.97357	
	%	38.0	3.0	59.0	100.0		
	300-600万ウォン	7	3	15	25		
	%	28.0	12.0	60.0	100.0		
	600-1000万ウォン	10	3	15	28		
	%	35.7	10.7	53.6	100.0		
	1000-1500万ウォン	34	6	42	82		
	%	41.5	7.3	51.2	100.0		
	1500-2000万ウォン	18	7	31	56		
%	32.1	12.5	55.4	100.0			
2000万ウォン以上	16	3	28	47			
%	34.0	6.4	59.6	100.0			

表 7-49 現在居住住宅の名義者は？

区 分		夫	妻	子 供	媳 宅 の 家 族	実 家 の 家 族	計	$\chi^2$		
性 別	男	112	8	2	5	2	129	7.52962		
	%	86.8	6.2	1.6	3.9	1.6	100.0			
	女	269	51	4	10	10	344			
	%	78.2	14.8	1.2	2.9	2.9	100.0			
女	学 歴 別	中卒以下	90	15	1	2	2	110	9.98205	
		%	81.8	13.6	.9	1.8	1.8	100.0		
		高卒	151	30	3	5	5	194		
		%	77.8	15.5	1.5	2.6	2.6	100.0		
		大卒以上	24	6		3	3	36		
	%	66.7	16.7		8.3	8.3	100.0			
	結 婚 如 何 別	既婚	257	50	4	9	3	323	*** 74.54570	
		%	79.6	15.5	1.5	2.6	2.6	100.0		
		未婚	12	1		1	7	21		
	%	57.1	4.8		4.8	33.3	100.0			
	性	就 業 如 何 別	就業	60	19		7	7	93	*** 25.94992
			%	64.5	20.4		7.5	7.5	100.0	
未就業			209	32	4	3	3	251		
%			83.3	12.7	1.6	1.2	1.2	100.0		
收 入 別	ない	96	16	3	3	2	120	27.84650		
	%	80.0	13.3	2.5	2.5	1.7	100.0			
	300-600万ウォン	19	6		1	1	27			
	%	70.4	22.2		3.7	3.7	100.0			
	600-1000万ウォン	17	8				25			
	%	68.0	32.0				100.0			
	1000-1500万ウォン	64	8		3	3	78			
	%	82.1	10.3		3.8	3.8	100.0			
	1500-2000万ウォン	35	2	1	2	4	44			
	%	79.5	4.5	2.3	4.5	9.1	100.0			
2000万ウォン以上	38	11		1		50				
%	76.0	22.0		2.0		100.0				

表7-50 住宅以外の不動産の名義者は？

区 分		夫	妻	子 供	媳宅の 家族	実家の 家族	計	$\chi^2$		
性 別	男	80	18	5	3	1	107	2.49172		
	%	74.8	16.8	4.7	2.8	.9	100.0			
	女	218	37	9	8	8	280			
%	77.9	13.2	3.2	2.9	2.9	100.0				
女	学 歴 別	中卒以下	71	9	5	1	1		87	13.37085
		%	81.6	10.3	5.7	1.1	1.1		100.0	
		高卒	127	22	3	4	6	162		
		%	78.4	13.6	1.9	2.5	3.7	100.0		
		大卒以上	17	5	1	3	1	27		
	%	63.0	18.5	3.7	11.1	3.7	100.0			
	結 婚 如 何 別	既婚	210	34	9	8	4	265	*** 34.18535	
		%	79.2	12.8	3.4	3.0	1.5	100.0		
		未婚	8	3			4	15		
	%	53.3	20.0			26.7	100.0			
	性	就 業 如 何 別	就業	43	12	4	6	3	68	*** 17.74026
			%	63.2	17.6	5.9	8.8	4.4	100.0	
未就業			175	25	5	2	5	212		
%			82.5	11.8	2.4	.9	2.4	100.0		
收 入 別	ない	85	10	1	1	3	100	** 40.30010		
	%	85.0	10.0	1.0	1.0	3.0	100.0			
	300-600万ウォン	14	2	4	14.3	2	23			
	%	60.9	8.7	17.4		8.7	100.0			
	600-1000万ウォン	16	4	2			22			
	%	72.7	18.2	9.1			100.0			
	1000-1500万ウォン	48	8	1	4	2	63			
	%	76.2	12.7	1.6	6.3	3.2	100.0			
1500-2000万ウォン	22	9	1	2	1	35				
%	62.9	25.7	2.9	5.7	2.9	100.0				
2000万ウォン以上	33	4				37				
%	89.2	10.8				100.0				

表 7-51 経済的に余裕があれば実家と嫁家とどちらを助力しますか？

区 分		嫁宅	実家	嫁宅の 兄弟	実家の 兄弟	社会 奉仕	計	$\chi^2$		
性 別	男	23	16	11	6	40	96	7.92082		
	%	24.0	16.7	11.5	6.3	41.7	100.0			
	女	71	100	25	37	137	370			
%	19.2	27.0	6.8	10.0	37.0	100.0				
女  性	学 歴 別	中卒以下	31	17	8	9	40		105	**
		%	29.5	16.2	7.6	8.6	38.1		100.0	
		高卒	32	62	14	21	85	214		
		%	15.0	29.0	6.5	9.8	39.7	100.0		
		大卒以上	7	21	2	7	11	48		
	%	14.6	43.8	4.2	14.6	22.9	100.0	23.01416		
	結 婚 如 何 別	既婚	63	69	24	32	129	317	***	
		%	19.9	21.8	7.6	10.1	40.7	100.0		
		未婚	8	31	1	5	8	53		
		%	15.1	58.5	1.9	9.4	15.1	100.0		
	就 業 如 何 別	就業	18	64	6	12	30	130	***	
		%	13.8	49.2	4.6	9.2	23.1	100.0		
		未就業	53	36	19	25	107	240		
		%	22.1	15.0	7.9	10.4	44.6	100.0		
	收 入 別	ない	27	17	8	12	48	112	***	
		%	24.1	15.2	7.1	10.7	42.9	100.0		
		300-600万ウォン	1	6	5	1	14	27		
		%	3.7	22.2	18.5	3.7	51.9	100.0		
600-1000万ウォン		5	8		3	16	32			
%		15.6	25.0		9.4	50.0	100.0			
1000-1500万ウォン		16	27	10	8	27	88			
%		18.2	30.7	11.4	9.1	30.7	100.0			
1500-2000万ウォン		11	27	1	7	13	59			
%		18.6	45.8	1.7	11.9	22.0	100.0			
2000万ウォン以上	11	15	1	6	19	52				
%	21.2	28.8	1.9	11.5	36.5	100.0				

表7-52 一家の財産が夫婦共同の財産だと思いますか？

区 分	共同財産である	名義者の財産である	計	$\chi^2$	
性 別	男	162	9	171	
	%	94.7	5.3	100.0	
	女	359	29	388	
	%	92.5	7.5	100.0	
女	学 歴 別	中卒以下	95	11	106
		%	89.6	10.4	100.0
		高卒	212	14	226
		%	93.8	6.2	100.0
		大卒以上	48	4	52
		%	92.3	7.7	100.0
	結 婚 如 何 別	既婚	304	22	326
		%	93.3	6.7	100.0
		未婚	55	7	62
		%	88.7	11.3	100.0
	就 業 如 何 別	就業	132	11	143
		%	92.3	77.7	100.0
		未就業	227	18	245
		%	92.7	7.3	100.0
性 別	收 入 別	収入なし	108	9	117
		%	92.3	7.7	100.0
		300-600万ウォン	26	2	28
		%	92.9	7.1	100.0
		600-1000万ウォン	30	3	33
		%	90.9	9.1	100.0
		1000-1500万ウォン	88	6	94
		%	93.6	6.4	100.0
		1500-2000万ウォン	53	6	59
		%	89.8	10.2	100.0
2000万ウォン以上	54	3	57		
%	94.7	5.3	100.0		

表 7-53 離婚時財産分与請求権があることを知っていますか

区 分		知っている	知らない	計	$\chi^2$	
性 別	男	125	34	159	2.02820	
	%	78.6	21.4	100.0		
	女	329	62	391		
	%	84.1	15.9	100.0		
男	年 齢 別	20代	30	3	33	6.48686
		%	90.9	9.1	100.0	
		30代	54	20	74	
		%	73.0	27.0	100.0	
		40代	16	7	23	
		%	69.6	30.4	100.0	
		50代	12	2	14	
		%	85.7	14.3	100.0	
	学 歴 別	50代以上	13	2	15	5.50352
		%	86.7	13.3	100.0	
		中卒以下	11	7	18	
		%	61.1	38.9	100.0	
		高卒	55	9	64	
		%	85.9	14.1	100.0	
性	職 業 別	大卒以上	59	18	77	7.42981
		%	76.6	23.4	100.0	
		公務員, 教師	13	1	14	
		%	92.9	7.1	100.0	
		会社員	74	24	98	
		%	75.5	24.5	100.0	
		家庭主婦	3	1	4	
		%	75.0	25.0	100.0	
		自営業	18	1	19	
		%	94.7	5.3	100.0	
農, 水産業	1	1	2			
%	50.0	50.0	100.0			
専門職	5	3	8			
%	62.5	37.5	100.0			
その他 (パート・タイマー)	11	3	14			
%	78.6	21.4	100.0			

区 分		知っている	知らない	計	$\chi^2$	
女	年 齢 別	20代	60	15	75	5.52473
		%	80.0	20.0	100.0	
		30代	42	9	51	
		%	82.4	17.6	100.0	
		40代	94	9	103	
		%	91.3	8.7	100.0	
		50代	67	12	79	
		%	84.8	15.2	100.0	
	50代以上	66	15	81		
	%	81.5	18.5	100.0		
	学 歴 別	中卒以下	85	24	109	4.48086
		%	78.0	22.0	100.0	
		高卒	197	30	227	
		%	86.8	13.2	100.0	
		大卒以上	44	7	51	
	%	86.3	13.7	100.0		
	性 職 業 別	公務員，教師	19	5	24	8.69087
		%	79.2	20.8	100.0	
		会社員	66	13	79	
		%	83.5	16.5	100.0	
		家庭主婦	183	31	214	
%		85.5	14.5	100.0		
自営業		24	5	29		
%		82.8	17.2	100.0		
農，水産業			1	1		
%			00.0	100.0		
専門職		6	3	9		
%		66.7	33.3	100.0		
パート・タイマーその他	31	4	35			
%	88.6	11.4	100.0			

表 7-54 自己名義の財産は離婚時自分の財産だと思いますか？

区 分		有利	有利でない	わからない	計	$\chi^2$
性 別	男	64	26	62	152	*** 22.81661
	%	42.1	17.1	40.8	100.0	
	女	253	47	93	393	
	%	64.4	12.0	23.7	100.0	
年 齢 別	20代	12	6	14	32	4.14216
	%	37.5	18.8	43.8	100.0	
	30代	28	13	29	70	
	%	40.0	18.6	41.4	100.0	
	40代	10	3	9	22	
	%	45.5	13.6	40.9	100.0	
	50代	9	2	3	14	
	%	64.3	14.3	21.4	100.0	
学 歴 別	50代以上	5	2	7	14	3.52178
	%	35.7	14.3	50.0	100.0	
	中卒以下	9	2	6	17	
	%	52.9	11.8	35.3	100.0	
職 業 別	高卒	30	10	22	62	8.29065
	%	48.4	16.1	35.5	100.0	
	大卒以上	25	14	33	72	
	%	34.7	19.4	45.8	100.0	
	公務員, 教師	5	3	7	15	
	%	33.3	20.0	46.7	100.0	
	会社員	39	16	36	91	
	%	42.9	17.6	39.6	100.0	
家庭主婦	2		3	5		
%	40.0		60.0	100.0		
自営業	9	3	5	17		
%	52.9	17.6	29.4	100.0		
農, 水産業		1	1	2		
%		50.0	50.0	100.0		
専門職	2	1	6	9		
%	22.2	11.1	66.7	100.0		
パート・タイマーその他	7	2	4	13		
%	53.8	15.4	30.8	100.0		

## 結 論

以上第一章では離婚制度の変遷を、第2章では離婚の実態を、第3章で韓国の離婚に対するアンケート調査を研究した。

経済の高度成長により、工業化、産業化、都市化が急速に進み後進国であった韓国が世界の先進国と肩を並らべるようになり、経済力のある国になった。

他方では生活が楽になり、生命の延長で高齢化社会に入った。家族構成も変わってしまった。即ち、電気製品の発達で余裕時間が長くなり相互の人間関係、夫婦のあり方、親子関係、婚姻、離婚、それぞれに対する意識に対しても大きな変化をもたらすようになった。

ここ数年間に世界各国の文化も風俗も異文化と思わず自国の習慣になったのもある。東洋的なしきたりで離婚は「ダメ」という考え方もうくなり“離婚はこわくない”という考えまで出て来た。男性は外、女性は家庭という固定観念もなくなってしまった。

経済が安定すると夫一人が働いて家族を守るような家族構成はなくなり、経済的自立ができれば男女平等になりやすい。社会が豊になると独身生活にとび入ることがたやすくなるので多くの人が一人暮らしを楽しむようになった。

したがって、経済的發展は社会を変化させ、家族を崩壊させる一つの要因になるともいえよう。このような家族の崩壊つまり離婚の現象は先進国においてもほぼ共通した形で生起している。

即ち、婚前の性関係やある種の婚姻外性関係を社会的に是認しようとする性解放の思潮、同棲をもって婚姻に代えようとする反婚姻の傾向、性差別を糾弾する女性解放の運動、婚姻と性に関する既存の価値観や秩序に対する反抗、伝統的な婚姻秩序に対する反発、離婚の急速な増加とそれにもとづく親子関係も混乱であるが、妻からの離婚請求の増加もまた各国共通

の現象である。この現象を経済的要因に関連するとすれば、即ち、先進諸国の家族崩壊現象に共通性があるとすれば、若干の病理的症状から見てそれを資本主義の退廃的な現象と規定することもできよう。また、伝統的な家父長制的な体系の解体に伴う混乱状況と見ることもできよう。

夫は外、妻は家庭という観念も昔の言葉である。社会が工業化、産業化、都市化になると、同時に非婚化、男女晩婚化、高学歴の女性が増加し経済的に自立すれば一人暮らしが楽だと考えるようになった。従って①離婚率が増加して来た②同居期間の短い夫婦から長い夫婦の離婚③未成年の子を引取る女子が多くなった④妻からの離婚を言い出す離婚⑤妻の経済的自立⑥婚姻観の変化と男女平等化が進み、男女関係の考え方の変化、婚姻観の変化で離婚を社会的に容認することになる。

世界諸国で離婚が増加しているが、その要因が女性の経済的自立にあるとすれば女性労働力は離婚を増加させる大きな要因ではなかろうか。そのため韓国の離婚の統計をみると、離婚が急速に増加していることがわかる。

なお、韓国のアンケート調査で妻が経済的に自立すればつまり女性労働力が増加すれば離婚も増加するかを調査したところ、経済力がないから離婚に入らなかった夫婦も経済的に自立すると思いきって離婚に入る傾向である。

離婚に迷っている夫婦は子供のため社会的面子のための順であり、経済的に自立出来ないからは3番目であるのを見ると、東洋的な家族の範囲をまぬがれないようである。

以上の調査で離婚を増加させる要因は女性の労働力の増加と相互関連していることがわかる。

女性の労働力は、韓国は10人に4人で日本国は10人に6人だそうである。すると、女性の経済的自立はますます増加するようになるはずであり、それにつれて離婚も増加するであろう。

離婚増加を阻止するために女性労働を抑止することは、社会的な発達に

障害になるため、また女性労働力が必須不可欠な現代社会においては不可能であろう。

女性労働力が増加され、家族崩壊の一種である離婚も増加し、子供の将来が不幸になることはなるべく避けるべきである。しかし、子供のため嫌な婚姻生活を続けるよりは離婚して再出発するのも一つの方法ではないかと思う。